

福岡県公報

平成18年4月21日

第2524号

増刊 ①

目次

監査委員

○包括外部監査の結果の公表 (監査委員事務局総務課) …………… 1

正誤

○監査結果の報告に係る措置の公表 (平成17年度監査公表第30号) 中正誤……………103

監査委員

監査公表第1号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の37第5項の規定に基づき包括外部監査人水城隆司より監査の結果に関する報告があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年4月21日

福岡県監査委員	福本義雄
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	富田徳二

平成17年度 福岡県包括外部監査 包括外部監査結果報告書

【監査の対象とした特定の事件】

補助金等に関する事務の執行について

福岡県包括外部監査人

水城 隆司

目 次

第1部 外部監査の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・	1～2
1) 外部監査の種類・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2) 監査の対象とした特定の事件(テーマ)・・・・・・・・	1
(1) 特定の事件・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2) 外部監査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(3) 外部監査対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3) 事件を選定した理由・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4) 監査の着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5) 実施した主な監査手続・・・・・・・・・・・・・・・・	2
6) 外部監査従事者の資格及び数・・・・・・・・・・・・・・・・	2
7) 外部監査の実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
8) 利害関係・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2部 外部監査対象の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・	3～9
1) 補助制度・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2) 「補助金等」の定義・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3) 補助金の事務手続の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4) 負担金、補助金及び交付金の過去5年間実績・・・・・・・・	8
5) 福岡県の行政評価制度・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第3部 監査の結果及び意見 ・・・・・・・・・・・・・・・・	10～97
1) 監査対象補助金等サマリー・・・・・・・・・・・・・・・・	10
2) 監査対象補助金等の個別の監査結果・・・・・・・・	21
(1) 保健福祉部・・・・・・・・・・・・・・・・	21
1. 延長保育促進事業補助金	
2. 地域子育て支援センター事業補助金	
3. 一時保育促進事業補助金	
4. 乳児保育促進事業補助金	

- 5. 重度心身障害者医療費支給事業費県費補助金
- 8. 県立病院事業不良債務解消のための補助金

- (2) 商工部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- 64. 福岡県企業立地促進交付金

- (3) 農政部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- 68. 競争力ある土地利用型農業育成事業費補助金
- 70. 水田農業経営確立対策事業費等補助金
- 72. 福岡県農業経営対策事業推進費補助金
- 73. 農業生産総合対策事業等補助金
- 74. 主要農産物対策事業費補助金
- 79. 福岡ブランド販売戦略事業費補助金
- 81. 活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金
- 90. 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業費補助金
- 93. 土地改良施設維持管理適正化事業費補助金
- 95. 福岡県農業農村整備事業関係補助金（農村環境整備事業費）

- (4) 水産林務部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
- 99. 福岡県森林組合振興対策補助金
- 104. 福岡県林業改良普及協会運営費等補助金
- 109. 造林補助金（森林災害復旧事業）
- 111. 福岡県栽培培漁業公社種苗生産事業費補助金

第4部 添付資料

別表資料

- 81. 活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金

第1部 外部監査の概要

1) 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項の規定に基づく包括外部監査

2) 監査の対象とした特定の事件

- (1) 特定の事件
補助金等に関する事務の執行について
- (2) 外部監査の対象
保健福祉部・商工部・農政部・水産林務部の各部所管の財団法人・社団法人その他諸団体を交付対象とする補助金等のうち、平成16年度に原則として2,000万円以上の交付を行い、かつ、5年以上継続して交付を行なっているもの。なお、必要に応じて過年度の補助金等も外部監査の対象に加える。
- (3) 外部監査対象期間
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

3) 事件を選定した理由

今日においては、地方自治体の財政も大変厳しいものとなっており、歳出に関して適正性かつ効率性が求められていると考えられる。

一方、地方自治法第232条の2において『普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合には、寄附又は補助をすることができるとあり、補助金等（補助金、交付金、負担金）の交付は公益性がある場合に限られる。

近年においては、種類も多種にわたりかつ金額も多額になっていることから、補助金等に関して、交付手続、交付基準、補助等による効果等を調査すべき必要がある。また、一旦補助金等の交付を行うと交付団体等に既得権意識が芽生えてしまい、必要に応じた減額が困難となってしまう、結局、増加傾向に向かってしまう。

以上により、財政事情が厳しい折、継続的な補助金等の交付が適切に見直されているかについても留意して監査を行う必要性を認めたことによる。

4) 監査の着眼点

保健福祉部・商工部・農政部・水産林務部の各部所管の財団法人・社

団法人その他諸団体を交付対象とする補助金等で、かつ、監査人が専門的判断により選定対象としたものにつき、以下のような事項に留意して監査を実施した。

- (1) 補助金等の交付対象は公益性を有しているか。
- (2) 補助金等の交付申請及び交付決定は、法令、条例及び交付要綱等に定められた手続を遵守しているか。
- (3) 補助金等の交付先において、補助対象事業等と交付先団体の独自の事業との区別はなされているか。
- (4) 補助金等の金額算定は適切であるか。
- (5) 補助金等の交付時期は適切であるか。
- (6) 補助金等の交付に対する実績報告は適切であるか。内容、用途等は適切であるか。
- (7) 補助効果等の観点から、見直しすべきものは無いか。

5) 実施した主な監査手続

- (1) 概要を把握するため、制度の概要が記載された手引等の資料を入手した。
- (2) 上記資料を閲覽し、補助金の内容を把握すべく、担当者に質問した。
- (3) 協議・申請書から交付・精算に至るまでの手続を担当者より聴取し、必要に応じて関連資料と突合した。

6) 外部監査従事者の資格及び数

包括外部監査人	1 名
公認会計士	
外部監査人補助者	5 名
公認会計士	2 名
会計士補	
合 計	<u>8 名</u>

7) 外部監査の実施期間

平成17年4月から平成18年3月まで

8) 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2部 外部監査対象の概要

『補助金等に関する事務の執行について』

1) 補助制度

(1) 補助事業とは

補助事業とは、国、県、市町村等（以下、県及び市町村については、「地方公共団体」という。）が行政上の一定の施策を実施する場合、国から地方公共団体、関連団体等に、又は地方公共団体から他の地方公共団体、関連団体等に対し、事務、事業の実施に関して助成又は奨励の必要がある場合に、国にあつては国費、地方公共団体にあつては県費及び市長村費をもつて、事務、事業費の一部を助成し、その事務、事業を完成させるものである。

(2) 補助金とは

補助金とは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（以下「適化法」という。）では、適化法の適用範囲を定めるために「補助金等」とし、この範囲を補助金、負担金、利子補給金及び政令で定める給付金としている。なお、補助金に関する法律等は、国費、県費、市町村費でもって特定の地方公共団体、関連団体に対し交付するものであるから、不正な申請及び不正な使用の防止、予算執行及び補助金交付決定の適正化を図るために、「適化法」、「補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令」（以下「適化法施行令」という。）、「福岡県補助金等交付規則」（以下「県補助金規則」という。）、市町村の「補助金交付条例」、各事業ごとの「事業費補助金交付要綱」が制定されている。

(3) 間接補助金

国から交付される補助金は県へ、また県から市町村へ、市町村から更に最終事業実施主体へと交付される場合がある。このように中間交付機関を経由して交付される補助金を「間接補助金」という。

(4) 補助事業者、間接補助事業者

補助事業者とは、前記のように交付される補助金が中間交付機関を經由して交付される場合、交付元となる機関と相互に協力し指導監督を行い補助事業等を遂行する機関、すなわち国から見た場合は県、県から見た場合は市町村をいい、また、交付される補助金が中間交付機関を經由しないで直接事業

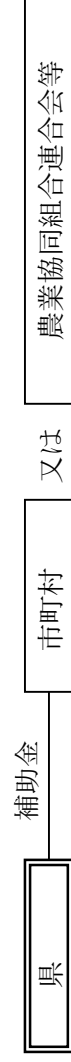
を実施する者に交付される場合は、この事業実施主体を補助事業者という。

間接補助事業者とは、交付される補助金が中間交付機関を経由して交付される場合、その中間交付機関である機関、団体等をいう。

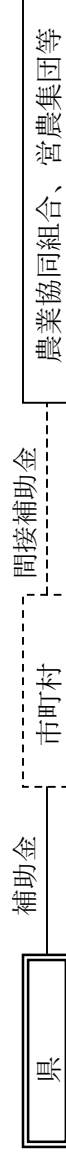
補助事業者、間接補助事業者等の類型

◎ 県単事業の場合

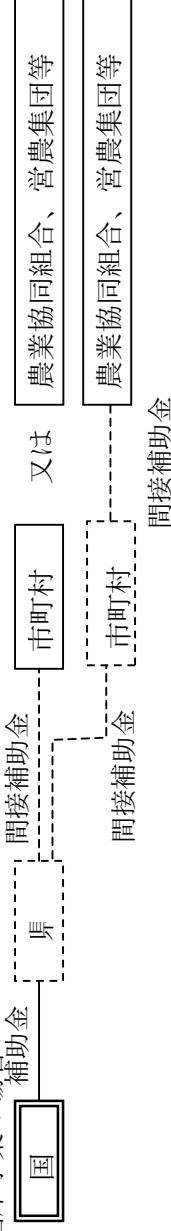
- ・ 事業実施主体が市町村、農業協同組合連合会等の場合



- ・ 事業実施主体が農業協同組合、営農集団等の場合



◎ 国庫事業の場合



□ : 補助事業者

□ : 間接補助事業者

2) 「補助金等」の定義

上記「補助金等」には、補助金のほか、負担金及び交付金も含まれる。

「補助金」とは、国、地方公共団体が相手方の行う特定の事業や事務に対して、これを助成するためあるいは奨励するために、財政的な援助として国、地方公共団体が相当する反対給付を受けないで相手方に対して給付する給付金である。

「負担金」とは、相手方が行なう事務や事業につき国、地方公共団体等も一定の義務あるいは責任があるので、その程度に応じて国、地方公共団体が相当の反対給付を受けないで相手方に対して給付する給付金である。

「交付金」とは、法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して

地方公共団体の事務を委託している場合等において当該事務処理の報償として支出するものである。

3) 補助金の事務手続の流れ

(1) 補助事業の実施要望

事業実施主体が補助事業の実施要望を行う際には、事業の中止、大幅な事業計画の見直しや事業費の増減、更に事業実施に当たって、計画の遅延などがないよう、あらかじめ事業実施計画について十分検討しておくことが重要である。

(2) 事業実施計画書の提出

事業を行おうとする者は、県又は国が定めた様式により補助事業の内容を記載した書類（事業実施計画書）を県又は国に提出する（間接補助金の場合は間接補助事業者を経由する）。

(3) 事業計画の承認

県又は国は、提出された事業計画書について、補助事業の要件に照らして審査を実施し、審査の結果適当と認められた場合は、事業を行おうとする者に補助事業としてこれを採択する旨の通知を行う。この通知を計画の承認又は認定（以下「承認」という。）という。

(4) 補助金の割当内示

県又は国は、提出された事業計画の事業費に基づき、予算の範囲内において交付する補助金の額を算出し、事業を行おうとする者に通知する。これを 補助金の割当内示という。

この行為については、適化法等には定められていない。したがって、補助金の割当内示は、補助事業の円滑な遂行を行なうために交付可能な補助金額を示すものである。

(5) 補助金交付申請

補助金交付申請とは、事業を行おうとする者が補助金等の目的、内容及び補助事業に要する経費、補助金額（割当内示された補助金額の範囲内）などを記載した申請書を、指定された期日までに県又は国に提出する行為である。（適化法第5条、県補助金規則第3条）。

(6) 補助金交付決定

県又は国は、申請された補助金交付申請書を、適化法等に基づき審査の結果、補助金を交付することが適当と認めた場合には、交付すべき補助金の額を決定し申請者に通知する。この行為を補助金交付決定といい、申請者は交付を受ける交付請求権を取得することになる（適化法第6条、県補助金規則第4条）。

(7) 事業着手報告

補助事業を実施しようとする者は、補助金交付決定通知により事業実施に関する内容が承認され、予算的裏付けを得たことになり、事業を着手することが認められる。

(8) 事業の遂行及び遂行状況報告

補助事業者は、補助金交付決定の内容及びこれに附された条件、その他関係法令等に基づき、補助事業を行うことが義務づけられている（適化法第11条、県補助金規則第9条）。

また、補助事業の遂行状況に関して、県又は国が定める期日までに遂行状況を報告することが義務づけられている（適化法第12条、県補助金規則第11条）。

(9) 計画の変更

補助金交付申請をした事業計画が、現地の実情等の変化により事業の内容、補助金額等の変更を行なうことが必要となった場合、県又は国が定める補助金に関する交付要綱等に従い、補助事業者は補助金変更交付申請書を県又は国に提出し変更を求めることができる。

ただし、変更の内容等によっては、変更手続を必要としない場合や変更ができない場合がある。

(10) 補助金の交付

補助事業者は、事業が完了したときは事業完了報告書及び事業実績報告書を提出し、原則として精算払いの方法により補助金の交付を受ける。

ただし、事業実施期間中において補助金の交付を受けることが必要などきは、県又は国が定める補助金に関する交付要綱等に従い、補助金の概算払いを受けることができる。

(11) 事業完了報告

事業が完了したときは、補助事業者は速やかに完了報告書を提出する。

(12) 事業実績報告

補助事業者は、事業が完了したときは補助事業の成果を記載した事業実績報告書を定められた期日までに提出する（適化法第14条、県補助金規則第13条）。

(13) 補助金の額の確定

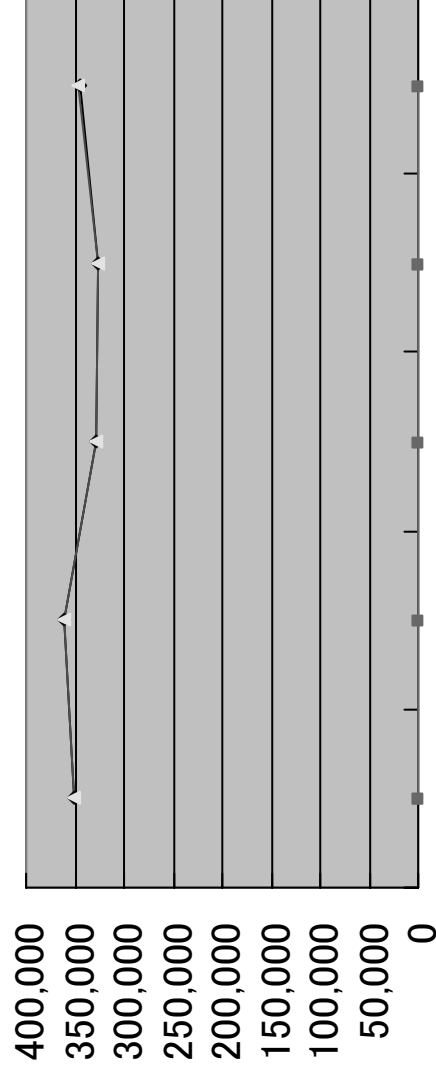
県又は国は、提出された実績報告書を適化法等に照らして審査の結果、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し補助事業者に通知する（適化法第15条、県補助金規則第14条）。

なお、審査の結果、不備や不正等があった場合は、交付した補助金の一部又は全額を返還させ、変更した補助金の額の確定を行なうことになる（適化法第18条、県補助金規則第17条）。

4) 負担金、補助金及び交付金の過去5年間実績

(単位; 百万円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
一般会計	351,717	361,984	327,649	326,310	345,674
特別会計	6	3	4	6	7
福岡県営林造成事業	1	23	25	49	44
福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業	-	20	20	21	21
福岡県河川開発事業	8	0	0	0	0
福岡県営埠頭施設整備運営事業	49	74	97	125	192
福岡県流域下水道事業	2	1	1	1	91
福岡県住宅管理	1	1	1	1	1
福岡県九州歯科大学附属病院事業	69	124	150	205	357
小計	351,787	362,109	327,799	326,515	346,032
総合計					



H12年度 H13年度 H14年度 H15年度 H16年度

◆ 一般会計 ■ 特別会計 - - 合計

5) 福岡県の行政評価制度

福岡県においては、行政の総合性の確保、成果重視の行政への転換、県民の行政に対する信頼性の向上を図るため、平成12年度から行政評価を実施している。補助金等の交付先の特定事業たる補助事業等の継続を判断する際に、重要な情報となり得ることから、以下で福岡県の行政評価制度の概要を記載する。

知事等三役と関係部長で構成する政策会議において、新規の重点施策に対し、県と市町村との役割分担、各部横断的な政策課題に対して適切な役割分担や連携がとれた事業設計となっているかなど政策的な観点から事前評価を実施し、そこで設定した目標・成果の達成状況を目標年度に中間・事後評価で検証する。

※政策会議とは、県政の重要課題に対する認識の共有や政策の方向付けを行うため、平成15年度に設置された知事、副知事、出納長及び関係部長をメンバーとする会議のことである。

政策会議においては、平成17年度から次の政策課題に対応する施策について政策事前評価が行われている。

- I) 「安全で安心して暮らせる新しい社会づくり」という政策課題に対応するもの。
- II) 「強固な経済と雇用の創造」という政策課題に対応するもの。
- III) 「アジアと共に発展する交流拠点の形成」という政策課題に対応するもの。
- IV) 「次世代の人材育成と文化・スポーツの振興」という政策課題に対応するもの。
- V) 「環境にやさしい資源循環型社会づくり」という政策課題に対応するもの。
- VI) 「分権時代への対応」という政策課題に対応するもの。

第3部 監査の結果及び意見

1) 監査対象補助金等サマリー

外部監査の対象とした補助金等のすべてについて記載しており、そのうち監査結果の「結果」又は「意見」に記載があるものについては、「2) 監査対象補助金等の個別の監査結果」に詳細に記載している。

No.	補助金名等	交付団体	交付額 (千円)	部所属名	監査結果	
					結果	意見
1	延長保育促進事業補助金	市町村	866,472	保健福祉部 児童家庭課	○	
2	地域子育て支援センター 事業補助金	市町村	171,468	保健福祉部 児童家庭課	○	
3	一時保育促進事業補助金	市町村	69,856	保健福祉部 児童家庭課	○	
4	乳児保育促進事業補助金	市町村	111,290	保健福祉部 児童家庭課	○	
5	重度心身障害者医療費支 給事業費県費補助金	市町村(政令市 は除外)	3,648,902	保健福祉部 障害者福祉課	○	
6	母子家庭等医療費支給事 業費県費補助金	市町村	2,643,546	保健福祉部 児童家庭課		○
7	知的障害者施設訓練費等 支援費	市町村	1,264,380	保健福祉部 障害者福祉課		○
8	県立病院事業不良債務解 消のための補助金	福岡県病院事業 会計	700,947	保健福祉部 保健福祉課	○	
9	マルチメディア・アライ アンス福岡(MAF)負担金	マルチメデイ ア・アライアン ス福岡(MAF)	31,660	商工部 商工政策課		○
10	アジア太平洋映画祭実行 委員負担金	アジア太平洋映 画祭実行委員会	14,524	商工部 商工政策課		○
11	福岡県中小企業団体中央 会補助金	福岡県中小企業 団体中央会	228,025	商工部 商工政策課		○
12	福岡県中小企業経営資源 強化補助金	財団法人福岡県 中小企業振興セ ンター	132,422	商工部 商工政策課		○

No.	補助金名等	交付団体	交付額 (千円)	部所属名	監査結果	
					結果	意見
13	福岡県中小企業団体組織 強化対策費補助金	福岡県中小企業 振興センター他	178,543	商工部 商工政策課		○
14	運輸事業振興助成交付金	社団法人福岡県 トラック協会及 び社団法人福岡 県バス協会	846,112	商工部 商工政策課		○
15	小規模事業経営支援事業 費補助金	福岡商工会議所 他100団体	3,956,767	商工部 商業・地域 経済課		○
16	中心市街地等商店街・商 業集積活性化事業費補助 金	株式会社ピュア タウン苅田他4 件	104,456	商工部 商業・地域 経済課		○
17	福岡県商店街振興組合指 導事業費補助金	福岡県商店街振 興組合連合会	8,233	商工部 商業・地域 経済課		○
18	商店街競争力強化対策事 業補助金	財団法人福岡県 中小企業振興セ ンター	9,600	商工部 商業・地域 経済課		○
19	第59回国際青年会議所 世界会議福岡大会に係る 補助金	第59回国際青 年会議所世界会 議福岡大会	30,000	商工部 商業・地域 経済課		○
20	福岡県中小企業団体組織 強化対策費補助金	福岡県商工会連 合会	21,350	商工部 商業・地域 経済課		○
21	社団法人福岡県物産振興 事業運営補助金	社団法人福岡県 物産振興会	9,370	商工部 商業・地域 経済課		○
22	第59回国際青年会議所 世界会議福岡大会特別事 業九州物産展に係る補助 金	第59回国際青 年会議所世界会 議福岡大会実行 委員会	17,000	商工部 商業・地域 経済課		○

No.	補助金名等	交付団体	交付額 (千円)	部所屬名	監査結果	
					結果	意見
23	地場産業等振興対策費補助金	財団法人大川総合インテリア産業振興センター及び財団法人久留米地域地場産業振興センター	36,300	商工部 商業・地域 経済課		無し
24	福岡県ふるさとフェア開催補助金	社団法人福岡県物産振興会	6,000	商工部 商業・地域 経済課		○
25	社団法人 福岡県貸金業協会事業補助金	社団法人福岡県貸金業協会	6,000	商工部 経営金融課		○
26	福岡県中小企業団体組織強化対策補助金	社団法人中小企業診断協会福岡県支部	2,800	商工部 経営金融課		○
27	福岡県中小企業経営資源強化補助金	財団法人福岡県中小企業振興センター	38,088	商工部 経営金融課		○
28	中小企業振興資金損失補償	福岡県信用保証協会	792,976	商工部 経営金融課		○
29	中小企業振興資金融資制度の保証料引き下げに係る補償	福岡県信用保証協会	593,735	商工部 経営金融課		○
30	小規模企業者等設備導入資金支援対策補助金	財団法人福岡県中小企業振興センター	19,646	商工部 経営金融課		○
31	小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金	財団法人福岡県中小企業振興センター	24,018	商工部 経営金融課		○
32	国際総合流通センター展示場棟整備事業補助金	北九州市	166,000	商工部 国際経済観 光課		○

No.	補助金名等	交付団体	交付額 (千円)	部所屬名	監査結果	
					結果	意見
33	日本貿易振興機構福岡貿易情報センター負担金	日本貿易振興機構	11,050	商工部 国際経済観 光課		○
34	日本貿易振興機構北九州貿易情報センター負担金	日本貿易振興機構	2,800	商工部 国際経済観 光課		○
35	日本貿易振興機構福岡ビジネスマサポーターセンター負担金	日本貿易振興機構	2,500	商工部 国際経済観 光課		○
36	福岡県海外企業誘致協議会負担金	福岡県海外企業誘致協議会	26,314	商工部 国際経済観 光課		○
37	福岡県観光関係団体運営費補助金	社団法人福岡県観光連盟他5件	50,730	商工部 国際経済観 光課		○
38	福岡県観光事業振興補助金	社団法人福岡県観光連盟	29,470	商工部 国際経済観 光課		○
39	福岡県快適観光空間整備事業補助金	柳川市	13,615	商工部 国際経済観 光課		○
40	福岡県中小企業団体組織強化対策費補助金	社団法人福岡県機械金属工業連合会	11,300	商工部 新産業・技 術振興課		○
41	発明協会福岡県支部発明奨励振興事業費補助金	社団法人発明協会福岡県支部	7,500	商工部 新産業・技 術振興課		○
42	福岡県産業・科学技術振興財団運営費補助金	財団法人福岡県産業・科学技術振興財団	278,251	商工部 新産業・技 術振興課		○
43	福岡県地域新産業創出総合支援事業費補助金	財団法人福岡県産業・科学技術振興財団	71,824	商工部 新産業・技 術振興課		○

No.	補助金名等	交付団体	交付額 (千円)	部所属名	監査結果	
					結果	意見
44	財団法人飯塚研究開発機構平成16年度負担金	財団法人飯塚研究開発機構	35,592	商工部 新産業・技術振興課		○
45	株式会社久留米リサーチ・パーク事業費補助金	株式会社久留米リサーチ・パーク	104,175	商工部 新産業・技術振興課		○
46	北九州産業学術推進機構運営費補助金	財団法人北九州産業学術推進機構	6,317	商工部 新産業・技術振興課		○
47	福岡県産業・科学技術振興財団運営費補助金(ベンチャー投資事業)	財団法人福岡県産業・科学技術振興財団	23,773	商工部 新産業・技術振興課		○
48	福岡県産業・科学技術振興財団運営費補助金【ベンチャー育成支援事業】	財団法人福岡県産業・科学技術振興財団	37,680	商工部 新産業・技術振興課		○
49	福岡県ヤングベンチャー育成支援事業費補助金	浜崎陽一郎他4名	39,390	商工部 新産業・技術振興課		○
50	福岡ソフトリサーチパーク事業運営費補助金	株式会社福岡ソフトリサーチパーク	1,640	商工部 新産業・技術振興課		○
51	福岡県産業デザイン振興事業費補助金	福岡県産業デザイン協議会	5,952	商工部 新産業・技術振興課		○
52	福岡ナノテク推進会議平成16年度負担金	福岡ナノテク推進会議	44,519	商工部 新産業・技術振興課		○
53	福岡県地域産業技術改善費補助金	株式会社プラスワンテクノ	9,388	商工部 新産業・技術振興課		○
54	社団法人発明協会福岡県支部発明奨励振興事業費補助金	社団法人発明協会福岡県支部	2,996	商工部 新産業・技術振興課		○

No.	補助金名等	交付団体	交付額 (千円)	部所屬名	監査結果	
					結果	意見
55	福岡県特定中小企業集積 活性化促進事業費補助金	大川の家ベンチ ャーグループ外 2件	8,507	商工部 新産業・技 術振興課		○
56	福岡県産業・科学技術振 興財団運営費補助金	財団法人福岡県 産業・科学技術 振興財団	61,916	商工部 新産業・技 術振興課		○
57	福岡県工業技術振興対策 事業費等補助金	福岡ものづくり 産業振興会議 (社団法人福岡 県機械金属工業 連合会)	6,635	商工部 新産業・技 術振興課		○
58	福岡水素エネルギー戦略 会議負担金	福岡水素エネル ギー戦略会議	14,341	商工部 新産業・技 術振興課		○
59	九州北部学術研究都市整 備機構推進会議負担金	九州北部学術研 究都市整備構想 推進会議	4,054	商工部 新産業・技 術振興課		○
60	ロボット産業振興会議負 担金	ロボット産業振 興会議	23,606	商工部 新産業・技 術振興課		○
61	株式会社久留米リサーチ パーク事業費補助金	株式会社久留米 リサーチパーク	71,028	商工部 新産業・技 術振興課		○
62	財団法人福岡県産業・科 学技術振興財団運営費補 助金	財団法人福岡県 産業・科学技術 振興財団	246,211	商工部 新産業・技 術振興課		○
63	株式会社久留米ビジネス プラザ事業運営補助金	株式会社久留米 ビジネスプラザ	11,189	商工部 企業立地課		○
64	福岡県企業立地促進交付 金	株式会社9件	558,693	商工部 企業立地課	○	
65	福岡県企業立地促進補助 金	若宮町	18,327	商工部 企業立地課		○

No.	補助金名等	交付団体	交付額 (千円)	部所屬名	監査結果	
					結果	意見
66	福岡県産業用地開発事業 費補助金	久留米市（旧田 主丸町）	10,000	商工部 企業立地課		○
67	福岡県空洞化対策企業立 地交付金奨励金	福岡八女農業協 同組合及び日本 ファインテック 株式会社	27,726	商工部 企業立地課		○
68	競争力ある土地利用型農 業育成事業費補助金	36市町村	221,439	農政部 農業振興課		○
69	福岡県経営構造対策費補 助金	8町1団体	286,027	農政部 農業振興課		○
70	水田農業経営確立対策事 業費等補助金	福岡市ほか95 市町村及び県農 協中央会 J A 全農ふくれん 県農業会議	49,618	農政部 農業振興課		○
71	福岡さんちのお米消費拡 大事業費補助金	全国農業協同組 合連合会福岡県 支部及び福岡さ んちのお米販売 推進部会	38,500	農政部 農業振興課		○
72	福岡県農業経営対策事業 推進費補助金	福岡市ほか96 市町村（実施主 体 農業委員 会）及び福岡県 農業会議	377,999	農政部 農業振興課		○
73	農業生産総合対策事業等 補助金	筑紫野市ほか1 7市町村、J A 全農ふくれん、 県主要食糧集荷 商業協同組合	401,961	農政部 農業振興課		○
74	主要農産物対策事業費補 助金	福岡県米麦品質 改善協会及びJ A全農ふくれん	28,983	農政部 農業振興課		○

No.	補助金名等	交付団体	交付額 (千円)	部所属名	監査結果	
					結果	意見
75	農地保有合理化促進費補助金	財団法人福岡県農業振興推進機構及び宗像農業協同組合ほか7団体	66,252	農政部 農業振興課		○
76	福岡県小規模零細地域農業振興対策事業費補助金	行橋市外10市町村	204,232	農政部 農業振興課		○
77	農業近代化資金利子補給金	福岡八女農業共同組合	209,478	農政部 農業経済課		○
78	農業共済団体等事務費補助金	筑後川流域共済組合外	1,122,238	農政部 農業経済課		○
79	福岡ブランド販売戦略事業費補助金	福岡県農産物ブランド化推進協議会	31,041	農政部 生産流通課	○	
80	福岡県野菜生産出荷安定事業費補助金	社団法人ふくおか園芸農業振興協会	233,835	農政部 生産流通課		○
81	活力ある高収益型園芸産地有成事業費補助金	福岡市ほか49市町村	1,677,251	農政部 生産流通課	○	
82	福岡県特定野菜等供給産地有成価格差補給事業費補助金	社団法人ふくおか園芸農業振興協会	15,694	農政部 生産流通課		○
83	福岡県野菜生産出荷安定資金造成事業費補助金	社団法人ふくおか園芸農業振興協会	38,097	農政部 生産流通課		○
84	中山間地域等直接支払交付事業費補助金			農政部 生産流通課		○
85	福岡県生産振興総合対策等補助金(資源循環型農業・食品産業総合支援事業)	北九州市 財団法人北九州産業学術推進機構	39,900 予算額； 231,000 (*1)	農政部 農業技術課		○
86	地域資源循環型整備事業費補助金	甘木市外4市町村	33,730	農畜産課		○

No.	補助金名等	交付団体	交付額 (千円)	部所屬名	監査結果	
					結果	意見
87	資源循環型畜産振興総合 対策事業（地域畜産緊急 整備事業）	二丈市外1市町 村	30,000	農 畜 産 課		○
88	福岡県生産振興総合対策 等補助金（資源循環型農 業確立支援事業費）	豊前市外 7 市町村	249,808	農 畜 産 課		○
89	福岡県資源リサイクル畜 産環境整備事業費補助金	小郡市 直方市	275,863	農 畜 産 課		○
90	基幹水利施設技術管理強 化特別指導事業費補助金	福岡県土地改良 事業団連合会	24,140	農 政 部 農地計画課	○	
91	国土調査事業費補助金	嘉穂町外20市 町村	291,225	農 政 部 農地計画課		○
92	担い手育成事業費補助金	福岡県土地改良 事業団体連合会 土地改良区13 地区	38,618	農 政 部 農地計画課		○
93	土地改良施設維持管理適 正化事業費補助金	福岡県土地改良 事業団体連合会 資金として5年 間補助（その間 の何処かの年に 事業実施）	64,680	農 政 部 農地計画課	○	
94	福岡県臨時石炭鉱害復旧 事業資金補助金耕地鉱害 復旧事業費	新エネルギー・ 産業技術総合開 発機構（NED O）	246,848	農 政 部 農地整備課		○
95	福岡県農業農村整備事業 関係補助金（農村環境 整備事業費）	市町村、土地改 良区、水利組合 及び福岡県土地 改良事業連合会	3,616,063	農 政 部 農地整備課	○	

No.	補助金名等	交付団体	交付額 (千円)	部所屬名	監査結果	
					結果	意見
96	農林水産施設災害復旧事業費補助金	筑穂町他60件	775,340	農政部 農地整備課		○
97	水資源機構営筑後川下流用水事業管理費負担金	独立行政法人水資源機構	199,175	農政部 国営土地改良事業対策室		○
98	両筑平野用水管理費負担金	独立行政法人水資源機構	34,418	農政部 国営土地改良事業対策室		○
99	福岡県森林組合振興対策補助金	福岡市森林組合 外14件	11,145	水産林務部 林政課	○	
100	木材産業後継者対策事業補助金	社団法人福岡県 木材組合連合会	500	水産林務部 林政課		○
101	苅田港外材輸入対策事業補助金	苅田港貯木事業 協同組合	2,380	水産林務部 林政課		○
102	木材産業振興対策事業補助金	社団法人福岡県 木材組合連合会	5,550	水産林務部 林政課		○
103	意欲的な林業者グループ活動支援事業補助金	福岡県林業研究 グループ連合会 他2件	1,037	水産林務部 林政課		○
104	福岡県林業改良普及協会運営費等補助金	福岡県林業改良 普及協会 (任意団体 県 森林林業技術セ ンターに本部)	1,500	水産林務部 林政課	○	
105	山村振興等対策事業費補助金	星野村ほか2件	158,275	水産林務部 林政課		○
106	森林整備地域活動支援推進事業費補助金	上陽町外33件	4,648	水産林務部 治山課		○

No.	補助金名等	交付団体	交付額 (千円)	部所属名	監査結果	
					結果	意見
107	森林整備地域活動支援交付金	上陽町外37件	160,925	水産林務部 治山課		無し
108	造林補助金	福岡県森林組合 連合会	729,536	水産林務部 緑化推進課		〇
109	造林補助金(森林災害復旧事業)	福岡県森林組合 連合会	137,936(H 15年度は交 付無し)	水産林務部 緑化推進課		〇
110	福岡県森林害虫等防除事業補助金	福岡市ほか	20,875	水産林務部 緑化推進課		〇
111	福岡県栽培漁業公社種苗生産事業費補助金	財団法人福岡県 栽培漁業公社	50,757	水産林務部 水産振興課		〇
112	福岡県漁業近代化資金利子補給金	福吉漁業協同組 合ほか	42,310	水産林務部 水産振興課		〇

(*1) なお、予算との差額 191,100 千円は16年度に繰り越し、技術的にラボ研究と実証の段階で差異があったため詳細設計を見直すことによるものである。

2) 監査対象補助金等の個別の監査結果

1) 保健福祉部

(1) 事業概要

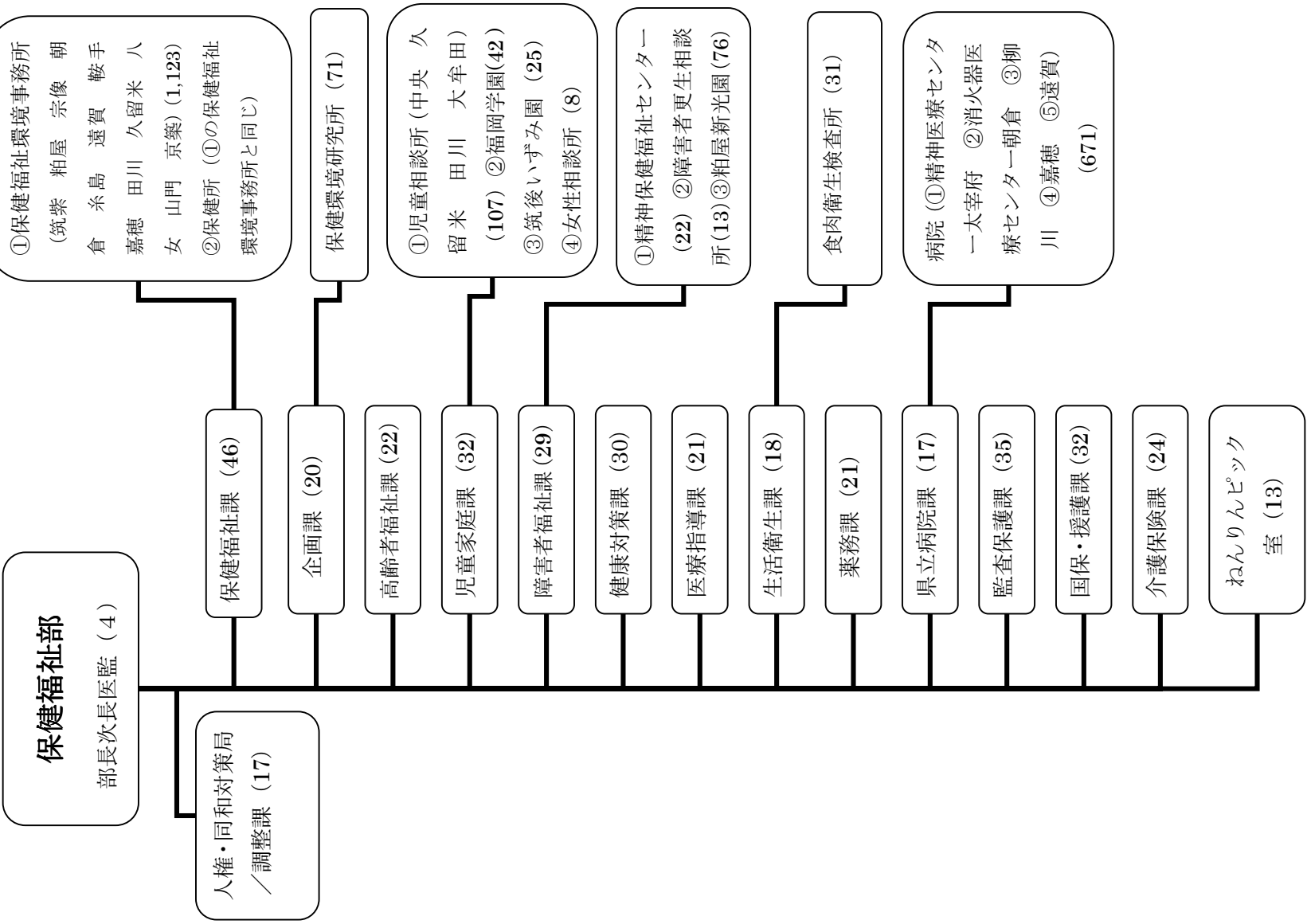
健康で生きがいのある福祉社会づくりを目指して、生活困窮者、母子家庭及び障害者に対する福祉対策を行うとともに、予防から治療まで一貫した包括医療が受けられる地域保健医療体制の整備及び自主的健康づくり推進を図っている。

さらに、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営の確保を図るための事業の実施、本格的な少子・高齢社会に対応できるように高齢化対策の推進、並びに「福岡県高齢者保健福祉計画」及び「福岡県児童育成計画」(なお、平成17年度からは「福岡県次世代育成支援行動計画」に名称が変更されている)に基づき、高齢者や児童の福祉対策並びに社会福祉施設の整備を行なっている。

また、同和地区の環境改善事業、国民健康保険運営対策事業を実施するとともに、中国帰国者に対する援護対策事業を実施した。

(2) 組織図 次ページ

平成17年3月31日現在
() は人数 [以下、他の部も同様]



1. ～ 4.

特別保育事業費等補助金制度**1) 制度の趣旨（福岡県特別保育事業費等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第1条）**

保育所における乳児の受け入れ、延長保育の推進及び病後児の保育等の特別保育事業を円滑に実施し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的として、これらの事業を行う市町村（指定都市を除く。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとしている。

2) 交付の対象事業（要綱第2条）

この補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業としている。

- (1) 延長保育促進事業
- (2) 地域子育て支援センター事業
- (3) へき地保育事業
- (4) 一時保育促進事業
- (5) 乳児保育促進事業
- (6) 保育所地域活動事業
- (7) 障害児保育環境改善事業
- (8) 休日保育事業
- (9) 家庭的保育等事業
- (10) 送迎保育ステーション試行事業
- (11) 駅前保育サービス提供施設等設置促進事業
- (12) 認可化移行促進事業
- (13) 特定保育事業
- (14) 乳幼児健康支援一時預かり事業
- (15) 乳幼児健康支援一時預かり施設整備事業

3) 過去5年間の県補助金実績

(単位：百万円)

	補助金の種類	H11 度	H12 度	H13 度	H14 度	H15 度
(1)	延長保育促進事業	453	568	655	760	866
(2)	地域子育て支援センター事業	63	85	123	163	171
(3)	へき地保育事業	35	35	39	39	39

(4)	一時保育促進事業	22	24	41	50	69
(5)	乳児保育促進事業	95	98	149	170	111
(6)	保育所地域活動事業	32	33	37	46	32
(7)	障害児保育環境改善事業	1	2	2	2	2
(8)	休日保育事業	—	2	4	4	3
(9)	家庭的保育等事業	—	0	0	1	0
(10)	送迎保育ステーション 試行事業	—	—	—	—	—
(11)	駅前保育サービス提供 施設等設置促進事業	—	—	—	3	0
(12)	認可化移行促進事業	—	—	—	0.1	1
(13)	特定保育事業	—	—	—	—	0
(14)	乳幼児健康支援一時預 かり事業	0	15	12	35	45
(15)	乳幼児健康支援一時預 かり施設整備事業	3	1	0	9	2
	障害児保育事業	109	127	136	126	—
	乳幼児保育環境改善事 業	—	41	30	32	—
	計	818	1,035	1,232	1,446	1,346
	市町村補助金					
	国の補助金					
	合計					

(注1) 障害児保育事業及び乳幼児保育環境改善事業は、平成14年度をもって

県の補助金は廃止され、補助金制度は市町村に移管されている。

(注2) “—” は制度がないことを示す。

(注3) “0” は制度があっても、実績がないことを示している。

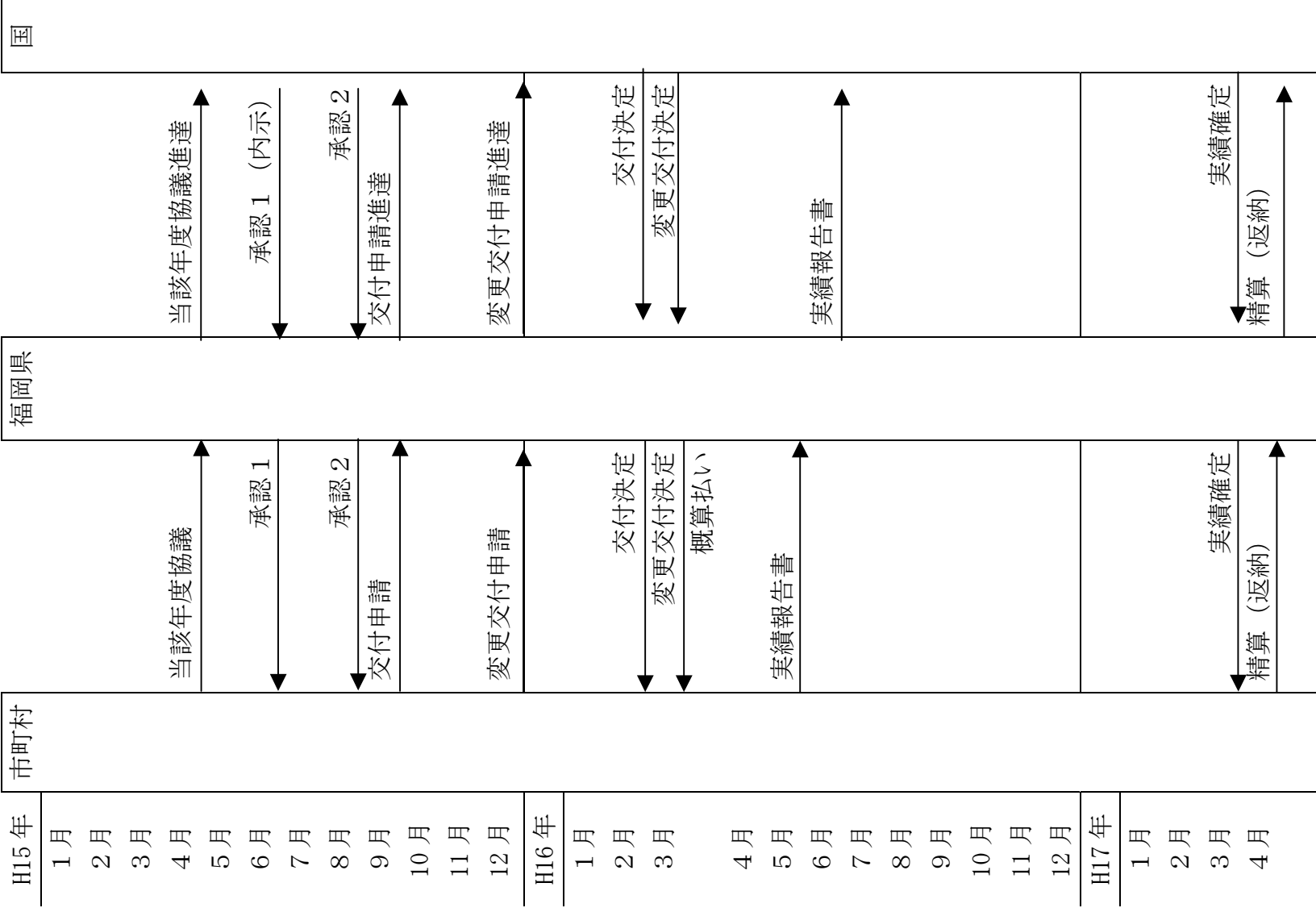
「補足説明」

① 母親就労の増加等に伴う保育園児の増加に伴い、当該補助金も増加傾向とな
っている。

② (5) 乳児保育促進事業は平成15年度に59百万円減少しているが、これは補
助対象が民営保育所に重点化され、対象保育園が29件減少したことによる。

4) 特別保育事業の事務の流れ

<15年度の場合>



5) 追加した主な監査手続

- (1) 当該制度に基づく補助金交付の現状を知るべく、過去5年間の実績を確かめた。
- (2) 平成15年度の補助対象先のうち、各事業補助を受けており比較的補助金額の多い保育園を抽出し、協議・申請書から決裁・精算に至るまでの手続書類を閲覧すると同時に、疑問点等につき担当者へ質問をした。

6) 監査の対象とした補助金

特別保育事業費等補助金の各事業のうち、上記過去5年間（平成11年度～平成15年度）の補助金実績により、比較的補助金額の多い下記事業に対する補助金を選択した。

- (1) . . . 1. 延長保育促進事業補助金
- (2) . . . 2. 地域子育て支援センター事業補助金
- (3) . . . 3. 一時保育促進事業補助金
- (4) . . . 4. 乳児保育促進事業補助金

1. 延長保育促進事業補助金**(1) 補助金の概要****① 交付の趣旨**

延長保育に対する需要に対応するため、保育所が自主的に延長保育に取り組む場合に、補助を行うことにより児童の福祉の増進を図ることを目的としている。

② 交付額

866,472千円

③ 交付団体

市町村

④ 補助金の内容**I) 実施主体**

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

II) 延長保育実施保育所

本事業の対象となる延長保育を実施する保育所（以下「延長保育実施保育所」という。）は、次の(I)、(II)及び(III)の要件に該当するものであること。

(I) 延長保育の時間

11時間の開所時間の前後の時間において、さらに概ね、30分以上の延長保育を行うこと。

(II) 対象児童

- i) 原則として、延長保育実施保育所に対して利用を申込み、かつ、実際に延長保育を利用した児童を対象児童とすること。なお、事業に支障が生じない範囲内で放課後児童（保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生1年生から3年生程度の児童をいう。）を対象とすることができる。
- ii) 本事業の対象児童（放課後児童を含む。以下同じ。）の数は、保育所の定めた延長時間の事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月。以下同じ。）における平均対象児童数とする。

- iii) 延長保育実施保育所における延長保育を利用する児童のうち、保育所が定めた延長時間までの利用は必要としない児童についても、次の(i)及び(ii)の場合には本事業の対象になる。
 - (i) 30分を超えて1時間30分までの延長保育を利用する児童の事業開始月における平均対象児童数が6人以上である場合。
 - (ii) 1時間30分を超えて延長保育を利用する児童の事業開始月における平均対象児童数が3人以上である場合。

(Ⅲ) 事業の実施

- i) 事業を担当する保育士として2名以上、及び対象児童数の多寡等に応じて事業を実施するために必要となる職員を配置すること。
- ii) 対象児童に対し、適宜、間食又は給食等を提供すること。
- iii) 日々の対象児童の受入れについては、保育需要に応じて弾力的に対応すること。

Ⅲ) 事業の区分

(Ⅰ) 延長保育促進事業

- i) 延長保育実施保育所における保育士配置の充実を図ることにより、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を図るもの。
- ii) 11時間の開所時間の前後の時間において、さらに概ね、30分、1時間の延長保育又は平均対象児童数5人以下の延長保育を実施するもの。

(Ⅱ) 長時間延長保育促進基盤整備事業

- 11時間の開所時間の前後の時間において、さらに概ね、2時間以上の延長保育を実施するもの。

Ⅳ) 事業の実施手続

- (Ⅰ) 市町村の長又は特別区の長は、保育所における事業の内容、所要額等の事業計画等についての届出を受けて、適切な場合に、本事業を実施すること。

また、延長保育促進事業の実施に当たっては、市町村の長（政令指定都市及び中核市の市長を除く。）及び特別区の長は、毎年度、延長保育実施保育所について都道府県知事に十分協議を行うものとする。

る。

(II) この事業の実施に当たっては、当分の間、別紙様式によりあらかじめ厚生労働省に協議すること。

(III) この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。

V) その他

次の(I)又は(II)で、本事業の実施要綱に基づき実施する場合には、本事業の対象とすること。

(I) 乳児院、児童養護施設及び母子生活支援施設等が併設している保育所の児童に対して、保育併設先の施設の中で実施する延長保育。

(II) 特別保育事業実施要綱の別添9の送迎ステーション試行事業により送迎を行った児童に対して、送迎保育ステーションで実施する延長保育。

VI) 費用

(I) 延長保育実施事業所は、事業を実施するに当たって、あらかじめ保護者負担額を設定すること。

(II) 市町村は、事業を実施するために必要な経費の全部又は一部を支弁すること。

(III) 延長保育促進事業について、市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業並びに政令指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(IV) 長時間延長保育促進基盤整備事業について、市町村が実施する事業に対して国は別に定めるところにより補助するものとする。

VII) 補助金の基準額

(I) 11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進分
1か所当たり 4,491,600円

ただし、事業の開始が年度の途中となる場合及び事業の廃止又は中止が年度の途中になる場合は次の算式による。

$$\frac{374,300\text{円}}{\text{実施月数}} \times \text{実施月数}$$

(注) 4,491,600円の12分の1の金額

(II) 延長保育分

i) 基本分

(i) 平均対象児童数6人以上の場合

表1 (1か所当たり年額)

平均対象児童数	1時間延長 (円)
6人 ~ 9人	1, 212, 000
10人 ~ 19人	1, 422, 000
20人 ~ 29人	1, 771, 000
30人 ~ 39人	2, 120, 000
以上10人毎加算	349, 200

ただし、事業の開始が年度の途中となる場合及び事業の廃止又は中止が年度の途中になる場合は次の表2の額に実施月数を乗じて算定した額とする。

表2 (1か所当たり月額)

平均対象児童数	1時間延長 (円)
6人 ~ 9人	101, 000
10人 ~ 19人	118, 500
20人 ~ 29人	147, 600
30人 ~ 39人	176, 700
以上10人毎加算	29, 100

(ii) 平均対象児童数5人以下の場合

1か所当たり 300, 000円

(iii) 30分延長の場合

1か所当たり 300, 000円

ii) 減免を行った場合の加算分

実施保育所が保育所徴収基準額表に定める第1階層及び第2階層の世帯に属する対象児童について、延長保育科の減免を行った場合には、該当する児童1人につき実際に減免した年間合計額と延長時間ごとに定める次の年間限度額を比較して低い方の額の合計額を加算する。

(児童1人当たり減免基準額 (年額))

- ・ 30分延長 35, 000円
- ・ 1時間延長 48, 000円

ただし、事業の開始が年度の途中となる場合及び事業の廃止又

は中止が年度の中になる場合は、該当する児童1人につき実際に減免した額と延長時間ごとに定める次の限度額に実施月数を乗じて算定した額を比較して、低い方の額の合計額を加算する。

(児童1人当たり減免基準額(月額))

- ・ 30分延長 2,916円
- ・ 1時間延長 4,000円

9. 対象経費

延長保育促進事業に必要な経費

(2) 監査結果

特に問題なし。

(3) 監査意見

①補助金の対象経費の内容について

国(厚生労働省)及び福岡県において、交付要綱では補助金対象の経費として「延長保育促進事業に必要な経費」という文言を使っていることもあり、市町村提出の申請段階での“対象経費の支出予定額”は、一定額の記入のみでどのような経費なのかチェックの対象となっていないし、具体的な内容は定かではない。

県としても、協議・申請段階のチェックは補助金要件の適合性、園児数の動向及び所要額の把握程度であり、協議・申請書様式では、その程度しかチェックできない状況である。

補助金対象経費は内容が定められておらず、充分にチェック機能が発揮できていない。

一方、県としては市町村のチェックに委ね、市町村の提出書類を信用して形式チェックのみで補助金を通すのであれば、提出書類は必要最小限の補助金要請額に止めてもいいのではないかと考えられる。

しかしながら、県としても全体で相当の補助金を提供しているので、補助金の対象たる「経費」の内容については、具体的な経費の内容を定めるとともに、経費内容を記入させて、県としても何らかのチェックをすべきものと考ええる。

なお、実績報告においても、交付申請時の予定額との相違がわかる様な提出様式とし、市町村のチェックが機能していることも確かめる必要があるものと考ええる。

上記事項は、他の補助金（地域子育て支援センター事業・一時保育促進事業・乳児保育促進事業）についても、交付対象経費の内容はそれぞれに「必要な経費」という文言を使用しており、同様な状況である。

②補助金額について

当該補助金額については、「11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進分」が1か所当たり4,491,600円と定められ、「延長保育分」は保育児童数の10人単位の多寡に応じて金額が定められている。

なお、平成15年度については、当初の協議・交付申請段階では4,574,000円であったものが82,400円引き下げられ、適用も平成15年4月1日以降に遡って適用されている。

この補助金額自体が適切な金額であるかどうかについて吟味しようとしたところ、国から定められているのみで、算定根拠については県としては把握できていないとの事であった。

実際は、市町村の補助金も絡んでおり、予算削減傾向の中、補助金も例外ではなく、市町村段階で低めに金額調整されているのが現状である。しかしながら、過去5年間の実績をみると増加傾向にあり、補助金としての役割度合いが増しているとも考えられ、基準補助金額の妥当性・算定根拠については福岡県としても把握すべき事項であると考える。

[補足]

算定根拠を国（厚生労働省）に尋ねても、回答されないとの事である。

③申請から実績報告までの手続の適時性について

特別保育事業に対する補助金手続については、「**4）特別保育事業の事務の流れ**」のところで示しているが、実際は開始の協議申請時（平成15年4月中旬）から交付決定（平成16年3月下旬）までほぼ1年経過した後、概算払いがなされ、市町村からの実績報告が平成16年5月下旬になされているもの、県から国への実績報告が平成17年2月初旬と約8ヶ月かかり、最終的に実績確定は平成17年3月31日付、4月中旬に精算（返納）することにより平成15年度は完結されている。

本来、年度は1年単位であるため、申請から精算までは1年で完結されるべきものと考えられるが、当該補助金手続のように2年掛かりというのは時間を要しすぎているのではないか。

交付申請までの手続に1年がかかり、実績報告を国に提出するのに8

ヶ月かかっているが、具体的な原因は不明である。

一連の手の時間短縮化を図るべく、不要な手続きの有無・原因を確かめ、効率性を高める必要があるのではないかと考える。

[補足説明]

後日談、当該延長保育促進事業についての補助金については、平成17年度から、県からの補助金は廃止され、国から市町村へ直接交付される制度に移行されている。

2. 地域子育て支援センター事業補助金**(1) 補助金の概要****① 交付の趣旨**

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育需要に応じた特別保育事業等の積極的な実施・普及促進及びベビーシッターなどの地域の保育資源の情報提供等、並びに家庭的保育を行う者への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的としている。

② 交付額

171,468千円

③ 交付団体

市町村

④ 補助金の内容**I) 実施主体**

当該事業の実施主体は、市町村とするも、この事業を保育所等の児童福祉施設又は医療施設を経営する者に委託することができる。

II) 実施施設**(I) 実施施設の指定**

- i) この事業は、市町村が事業を実施する保育所等（以下「指定施設」という。）を指定して実施すること。
- ii) 指定施設は、保育所その他、母子生活支援施設や乳児院等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設又は公共的施設において効果的に事業を実施することができる場合には、これらの施設を指定施設とすることができる。

(II) 職員の配置等

指定施設には、地域の子育て家庭（これから子育てを始める家庭を含む。以下同じ。）の支援活動の企画、調整、実施を専門に担当する地域子育て指導者（以下「指導者」という。）及びその補助的業務を行う

子育て指導者（以下「担当者」という。）を置くものとする。

なお、地域の実情により、指導者及び担当者の2名を配置する必要がない場合には、指導者1名のみを配置で実施（以下「小規模型指定施設」という。）することができる。

i) 指導者は、児童の育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する者であって、各種福祉施策についても知識を有している保育士等であること。

ii) 担当者は、児童の育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する保育士等であること。

iii) 指導者及び担当者は、各種研修等に積極的に参加し、指導技術の向上に努めること。

III) 事業の内容

指定施設は、次の（I）～（V）のうち、3事業を実施し、小規模型指定施設にあつては、（I）～（V）のうち、2事業を実施するものである。

（I）育児不安等についての相談指導

i) 地域の子育て家庭の保護者や児童等（以下「子育て家庭」という。）に対する相談指導を行うとともに、各種子育てに係る情報の提供、援助の調整を行うこと。

ii) i) の他に、実施可能な施設においては、看護師又は保健師等による保健に関する相談等（以下「保健相談等」という。）を実施すること。

<実施方法>

i) 実施に当たっては、常に子育て家庭の把握に努め、必要な援助を行う。

ii) 子育て家庭に対する相談指導は、来所、電話及び家庭への訪問による等、家庭の状況や地域の実情に適した方法により実施するものである。

iii) 地域の子育てに関する情報を収集し、必要に応じ子育て家庭に対してその提供を行う。

iv) 他の機関等で対応することが適切であると考えられる事例は、他の機関等に紹介するなど適切に対応を行う。

（II）子育てサークル等の育成・支援

子育てサークル活動等を行う者の育成・支援を行うこと。

＜実施方法＞

子育て家庭が育児に関する情報交換や子育ての相互協力等を行う地域の子育てサークル及び子育て家庭や地域の保育所に協力する子育てボランティアの育成・支援を行う。

(Ⅲ) 特別保育事業等の積極的実施・普及促進の努力

地域の保育需要に応じた乳児保育や特別保育事業を積極的に実施するとともに、地域における特別保育事業等の普及促進に努めること。

＜実施方法＞

指定保育所（小規模型指定施設を含む。以下同じ。）において、乳児保育や特別保育事業の実施に当たっては、地域の保育需要に弾力的に対応するなど、積極的な実施を図るとともに、地域の保育所等の取組みの促進を図るための助言等を行い、その普及を図ること。

(Ⅳ) ベビーシッターなど地域の保育資源の情報提供等

地域の保育資源の活動状況を把握して、子育て家庭に対して、様々な保育サービスに関する適切な情報を提供し、必要に応じて紹介等を行うこと。

＜実施方法＞

- i) 地域の実態に応じた活動を行っている家庭的保育、ベビーシッター、許可外保育施設（指導基準を満たすもの）等について、その活動状況を把握するとともに、子育て家庭に対して情報提供し、必要があれば紹介等を行う。
- ii) これらの地域の保育資源から要請があれば、保育内容等の向上を図るための積極的な助言・指導を行う。

(Ⅴ) 家庭的保育を行う者への支援

市町村が単独事業として行う家庭的保育を行う者（いわゆる「保育ママ」。以下「保育者」という。）の相談指導や巡回指導を行うとともに、保育者が預かる児童を保育所行事に参加させたり、体験集団保育を行うこと。

さらに、保育者に対する研修、保育者の相互の情報交換を図るための支援を行うこと。

<実施方法>

- i) 来所、電話又は訪問等により、保育者に対し、相談・指導を行う。
- ii) 保育者に対し、保育所や地域の行事に関する情報について提供するとともに、当該行事に進んで参加するよう呼びかける。
- iii) 保育者の資質の向上等を図るための研修を行うとともに、必要に応じ、助言指導を行う。
- iv) センターのスペースを保育者に情報交換の場所として提供する
と等により、保育者の相互の連携が図られるようにする。
- v) 市町村及び指定施設は、本事業の実施について、地域住民に対して広報紙等を通じて周知の徹底を図る。

IV) 補助金の基準額

- (I) 指定施設 1 か所当たり 7,844,400 円
(13年度は7,994,400 円で31,200 円減、14年度は7,963,200 円で118,800 円減)。

ただし、事業の開始が年度の途中となる場合及び事業の廃止又は中止が年度の途中になる場合は、653,700 円×実施月数

(II) 小規模型指定施設

- i) 基本分
1 か所当たり 2,599,200 円
ただし、事業の開始が年度の途中となる場合及び事業の廃止又は中止が年度の途中になる場合は、216,600 円×実施月数
- ii) 健康相談等加算分
1 か所当たり 1,365,600 円
ただし、事業の開始が年度の途中となる場合及び事業の廃止又は中止が年度の途中になる場合は、113,800 円×実施月数

- V) 交付の対象経費
地域子育て支援センター事業に必要な経費

VI) 過去5年間の補助金実績

(単位：千円)

年度	区分	市町村数	件数	金額
11年度	指定施設	12	12	58,324
	小規模型指定施設	4	4	5,548
	計		16	63,872
12年度	指定施設	13	13	67,692
	小規模型指定施設	11	11	18,206
	計		24	85,898
13年度	指定施設	21	21	98,417
	小規模型指定施設	15	15	25,337
	計		36	123,754
14年度	指定施設	26	26	132,694
	小規模型指定施設	17	17	30,409
	計		43	163,103
15年度	指定施設	28	28	138,984
	小規模型指定施設	20	20	32,484
	計		48	171,468

(2) 監査結果

実績確定金額の相違

平成17年2月3日付けの県から国(厚生労働省)への実績報告書による県全体の補助金額は171,468千円であり、平成17年3月8日付けで国が認めて確定した金額は同額となっていたが、平成17年3月31日付けの県から各市町村への割り振った実績確定合計金額は173,052千円となっており、1,584千円少なく県は実績報告していたことが判明した。

差異について検証したところ、県が実績報告する際、単純に計算ミスしていたとのことであり、結果として、本来の実績に基づき県が負担している。

合計計算等は、通常、計算ソフトにより計算させているため、再チェックは怠りがちになると考えられるが、計算式を間違っている場合等もあるため、他者による計算チェック等を検討して頂きたい。

(3) 監査意見

①当該補助金の協議における添付書類の不備

地域子育て支援センター事業への補助金に対する協議書類で提出すべき添付書類には、「指導者及び担当者の氏名経歴等」が含まれているが、各市町村によってその内容が異なっており、不備と思われる点が見受けられた。

当該人的要件を満たすために最低必要と考えられる事項として、

- I) 提出日（平成15年度は平成15年3月）までの職歴
 - II) 保育士の資格の有無（取得年月日・資格番号）
 - III) 子育て支援に関する職歴
- 等考えられるが、監査対象としたA市では、I) II) III) とともに記載されてはいるが、資格の取得年月日・資格番号までの記載はなかった。B市では、氏名と資格があること・勤務経歴（一人は幼稚園・病院・銀行・保育園経歴、もう一人は病院経歴）のみの記載があるのみで、C市では、各2名の履歴書の写しを添付していたが、一人は平成9年10月22日現在のものであり、もう一人は平成5年4月14日現在のものであり、提出日までの経歴が不明であり上記I)～III) が満たされていなかった。県としては、保育士の資格の有無・人数要件をチェックできればいいとのことではあるが、3市町村とも証拠力としては乏しく本当にチェックしているのか疑問である。

証拠力を高め、チェック可能とするためには、添付資料としての人的要件として、上記I) II) III) の記載を含めて記載様式を整える必要があると考える。

[補足説明]

平成17年度からは、特別保育事業費等補助金制度全体についての手続きが改正され、「協議から承認」手続きが不要となったため、上記事項に対する検討も自ずと不要になり、手続きとしては簡略化・効率化されたことになっている。

②1. 延長保育促進事業補助金の「監査意見」①を参照。

3. 一時保育促進事業補助金**(1) 補助金の概要****① 交付の趣旨**

専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対する需要に対応するため、保育所が自主的に一時的な保育に取り組み場合に補助を行うことにより児童福祉の増進を図ることを目的としている。

② 交付額

69,856千円

③ 交付団体

市町村

④ 補助金の内容**I) 実施主体**

当該事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ）とする。

II) 対象となる一時保育実施保育所

本事業の対象となる一時保育を実施する保育所（以下「一時保育実施保育所」という。）は、(I)及び(II)の要件に該当するものであること。

(I) 対象児童

i) 本事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童であつて、かつ、次の(i)、(ii)または(iii)のいずれかに該当するものであること。

(i) 保護者の勤務形態等により、家庭における育児が断続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童

(ii) 保護者の傷病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童

(iii) 保護者の育児疲れ解消等の私的な理由やその他の事由により一時的に保育が必要となる児童

ii) 本事業の対象児童数は、年間の延べ利用児童数によること。

(II) 事業の実施

- i) 事業を担当する職員として保育士を配置すること。
- ii) 一時保育実施保育所においては、事業を実施するための専用の部屋を確保して実施することを原則とするが、必要に応じて入所児童との交流を行う等弾力的な処遇を行うことも差し支えないこと。
また、事業の実施に支障がない場合には、専用の部屋を設けなくても差し支えないこと。
- iii) 日々の対象児童の受入れについては、保育需要に応じて弾力的に対応すること。

III) 事業の実施手続

- (I) 市町村の長または特別区の長は、保育所における事業の内容、所要額等の事業計画等についての届出を受けて、適切な場合に、本事業を実施すること。
また、市町村の長（政令指定都市および中核市の市長を除く。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について、都道府県知事に十分協議を行うものとする。

- (II) この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。

IV) 費用

- (I) 実施保育所は、事業を実施するに当たって、あらかじめ保護者負担額を設定すること。
- (II) 市町村は、事業を実施するために必要な経費の全部又は一部を支弁すること。
- (III) 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業並びに政令指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は特に定めるところにより補助するものとする。
- (IV) 本事業のための専用の部屋を確保するため、新たに事業用の施設整備を行う場合は、国は別に定めるところにより補助するものとする。

V) 補助金の基準額

利用時間に応じ適用される下記単価に、延べ利用児童数を乗じて得た金額

1日の利用時間	
4時間以内	4時間を超える
900円	1,800円

ただし、1か所当たり 5,400千円を限度とする。

VI) 交付の対象経費

一時保育促進事業に必要な経費

VII) 過去5年間の補助金実績

(単位：千円)

年度	市町村数	件数	金額
11年度	7		22,247
12年度	10	14	24,243
13年度	22	42	41,630
14年度	29	69	50,579
15年度	39	110	69,856

(注1)平成11年度の補助金名称は「一時保育促進基盤整備事業」である。

(2) 監査結果

特に問題なし。

(3) 監査意見

1. 延長保育促進事業補助金の「監査意見」①を参照。

4. 乳児保育促進事業補助金**(1) 補助金の概要****① 交付の趣旨**

乳児の入所については年間を通じた入所児童数の変動があることから、各々の保育所において安定的に乳児保育を実施できるよう、乳児保育を担当する保育士を確保しやすくすることにより、年度途中入所の需要等に対応し、乳児保育の一層の推進を図ることを目的としている。

② 交付額

111,290千円

③ 交付団体

市町村

④ 補助金の内容**I) 実施主体**

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ）とする。

II) 対象となる実施保育所

本事業の対象となる保育所は、次の（I）及び（II）の要件を満たすものであること。

（I） 地方公共団体以外の者が経営するものであること。

（II） 児童福祉施設最低基準第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する保育士のほか、乳児保育のための保育士を年度当初から配置し、年度途中入所の需要等に対応すること。

III) 優先的採択要件

本事業の実施保育所は、次に掲げる保育所を優先するものであること。

（I） 前年度末から年度当初にかけて、乳児の入所児童数が大きく減少する保育所。

（II） 乳児の受入れの多い保育所

（III） （I）、（II）において同じ状況である場合は次に掲げる要件を満た

す保育所を優先する。

- i) 保健室、調乳室及び沐浴室の設備等を有していること。
- ii) 乳児が9人以上入所する場合には、保健師（又は看護師）1人を配置すること。また、乳児が6人以上9人未満入所する保育所は、保健師（又は看護師）1人を配置するよう努めていること。

IV) 事業の実施手続

- (I) 市町村の長（政令指定都市及び中核市の市長を除く。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について、都道府県知事に十分協議を行うものとする。
- (II) 当分の間、別紙様式によりあらかじめ当省に協議すること。
- (III) この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。

V) 費用

- (I) 市町村は、本事業を実施するために必要な経費を実施保育所に支弁すること。
- (II) 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業並びに政令指定都市及び中核市が実施する事業については、国は別に定めるところにより補助するものとする。

VI) 基準額

1 か所当たり 2,245,800 円

ただし、事業の廃止又は中止が年度の途中になる場合は、
374,300 円×実施月数（6月限度）

VII) 交付の対象経費

乳児保育促進事業に必要な経費

VIII) 過去5年間の補助金実績

(単位：千円)

年度	市町村数	件数	金額
平成11年度	17		95,817
平成12年度	31	64	98,380
平成13年度	39	102	149,228
平成14年度	48	118	170,922

平成15年度	36	89	111,290
--------	----	----	---------

*）平成11年度の補助金名称は「低年齢児保育促進事業」である。
平成15年度に減少しているのは、国の基準（補助金対象要件）が厳しくなり該当する件数が減少したことによる。

(2) 監査結果

特に問題なし。

(3) 監査意見

①補助対象経費の支出額の内容

補助金対象経費の内容について、県としてのチェックの必要については上記1. 延長保育促進事業補助金 ①補助金の対象経費の内容についての箇所ですべて述べているが、当該乳児保育促進事業においては、「申請時の支出予定額」と「実績報告書における実支出額」が、下記のとおり某市町村で同額となり、通常一致することがないと考えられることから、チェックの必要性を再度強調するものである。

(単位：千円)

市町村名	保育園	(1) 申請時 支出予定 額	(2) 実績報告 実支出額	(1)-(2) 差額	基準額	選定額	県 補助額
A 市	A1	381	—				
	A2～6	381	325				
	A8	381	162				
	A9～13	381	325				
	A14	381	284				
	計14	5,336	4,026	1,310	10,480	4,026	2,684
B 市	B1	2,245	2,245				
	～6	～	～				
	B6	2,245	2,245				
	計6	13,474	13,474	—	13,474	13,474	8,983
C		1,372	1,372				

町	～	～	～	～	～
C4	1,372	1,372	～		
計4	5,488	5,488	—	8,983	5,488
					3,658

A市の場合、実支出額の殆んどは市の嘱託職員の2か月分を限度としていることから、低く抑えられているとのことであった。

B市、C町についても、それなりの事情により同じ金額で抑えているのであろうが、市町村により金額が異なってもいるため、やはり金額根拠は示すようにすべきであらう。

なお、県としては、基準額内であれば特に問題がないため、そこまでのチエックの必要性はないとのことである。

②優先的採択要件の意味

当該補助金の実施要綱の優先的採択要件には、(1)前年度末から年度当初にかけて、乳児の入所児童数が大きく減少する保育所。(2)乳児に受入れの多い保育所。とあるが、「大きく減少する」とはどれだけの人数の減少なのか、減少比率がどれだけ大きいのか等々どういうことをさすのか不明であり、「受入れの多い」といのも、乳児の全体に占める割合がどれくらい等々、意味不明である。

実際は県としては保育園の規模に拘らず「6人以上の減少」を優先していたが、国としては「7人以上の減少」を優先対象としていたため、相当数(29件)の保育園が対象外とされている。

本来、具体的に明記しておく必要があると考えられる。

しかし、担当者に尋ねたところ、平成16年度には(2)の要件は削除され、(1)についても平成17年度には、具体的に「6人以上の減少」と明記されているので、検討事項は解消されている。

③1. 延長保育促進事業補助金の「監査意見」①を参照。

5. 重度心身障害者医療費支給事業費県補助金

(1) 補助金の概要

①交付の趣旨

重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図るため、市町村が条例等の規定により行う重度心身障害者医療費支給事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものである（重度心身障害者医療費支給事業費県費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第1条)

②交付額

3,648,902千円

③交付団体

市町村

④補助金の内容

I) 補助対象事業（要綱第3条）

県費補助金の交付の対象となる事業は、条例等の規定により市町村が行う重度心身障害者医療費支給事業である。

ただし、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（福岡市と北九州市）は、県に先行してかかる事業を実施していたこと、大都市特例として県と同様の権限・責任を有し、一般市町村にくらべ財政規模も大きく財政力が豊かなことから、対象外とされている。

II) 過去5年間の県費補助金実績

(単位：千円)

	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
市町村(数)	95	95	95	95	*1)94
医療費 A	5,788,314	5,247,703	5,707,309	5,976,276	6,387,169
事務費 B	40,345	42,104	42,146	43,431	29,506
事業費計	5,828,659	5,289,807	5,749,455	6,019,707	6,416,675
医療費補助金額 C	3,858,876	3,498,469	3,614,629	3,585,765	3,619,396
事務費補助金額 D	40,345	42,104	42,146	43,431	*2)29,506
補助金計	3,899,221	3,540,573	3,656,775	3,629,196	3,648,902

医療費補助率 C/A	66.6%	66.6%	63.3%	60.0%	56.6%
事務費補助率 D/B	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

〔補足説明〕

* 1) 平成15年度に宗像市と玄海町が合併したため、市町村数が減少している。

* 2) 平成15年度は事務費が減少しているが、この理由としては、①平成14年度までは、請求書及び明細書の印刷費がかかっていたが、平成15年度からはこれらなくなったこと、②審査支払手数料の1件あたりの単価が下がったことなどがあげられる。

(2) 追加した主な監査手続

- ①当該補助金制度に基づく補助金交付の現状を知るべく、過去5年間の実績を確かめた。
- ②15年度の補助対象先(各市町村)のうち、比較的補助金額の多い市町村を抽出し、交付申請から交付・精算に至るまでの手続書類を閲覧すると同時に、疑問点等につき担当者へ質問した。

(3) 監査結果

特に問題なし。

(4) 監査意見①審査機能について

重度心身障害者医療費支給事業費県費補助金は各市町村が実施主体となっていて行っている制度であり、医療機関が負担した医療費等の妥当性のチェックは、各市町村から委託された審査機関である国民健康保険連合会(以下「国保連合会」という。)が行っている。

県としては、各市町村から補助金の交付申請があった場合、「要綱」第8条及び「福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号)以下、交付規則という。」第4条の規定に従って審査を行い、適正と判断した場合には交付決定を行っている。

ここで、どのような審査を実施すべきかは、「交付規則」第4条によれば、

- i) 当該申請された補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか。
- ii) 補助事業等の内容が適正であるかどうか。

iii) 金額の算定に誤りがないかどうか等を調査すると規定されている。

しかし、県の審査では交付申請額が前年度と比較して大きく相違していないか、記入箇所に漏れが無いかなど、形式的な内容にとどまっている。

したがって、県としては上記のような形式的な審査にとどまるのではなく、補助対象が適切であるかどうか等を調査するのに必要な資料等を入力し、必要に応じて実施調査を行うことにより（すべての市町村の調査を行うことは実際には困難であると思われるため、無作為に抽出した市町村を対象に調査する等）実質的な審査を行うべきであると考ええる。

②確定額一覧表の作成について

各市町村は、毎月の事業状況を翌月の20日までに県に報告しなければならぬ（「要綱」12条）。実際には、国保連合会が集計したものを事業状況報告書として提出している。この事業状況報告書は、毎月の事業費の累計が表示されるため、3月分の事業状況報告書を見れば、各市町村の1年間の事業費を把握することができる。また国保連合会は、市町村ごとではなく、県全体の事業費や件数、補助金額などを記載した重度心身障害者医療費支給事業県費補助金精算書（以下「精算書」という。）を作成するため、県の1年間の事業費や件数等を把握することができる。

しかし、実際には、期間的なズレ等により、実績値のすべてが国保連合会の資料に反映されないこともあり、後日、修正がなされることもある（このようなズレが生じないよう県としては指導をしているものの、不可避免的な側面も有するためゼロとすることは困難のようである）。したがって、国保連合会の作成した事業状況報告書や精算書はあくまでも概算であり、最終的には、これらの修正額を県が集計した後、確定額一覧表が作成されることになる。

ただ、これらの修正は毎月の事業状況報告書に直接なされるため、精算書と確定額一覧表との差異が、どの市町村で、どの程度発生しているのかを把握しづらいものとなっている。したがって、差異の一覧表などを作成することにより、どの市町村で修正がおこっているのかを把握できるようにすれば、福岡県としても今後の指導を効率的に行うことができると考えらる。

8. 県立病院事業不良債務解消のための補助金

(1) 補助金の概要

①交付の趣旨

病院事業の経営状況をみると、改善されつつあるものの、多額の経常損失を計上するなど、以下の表1のように依然として厳しい経営状況となっている。

こうしたことから、病院事業の経営改善を促進し、不良債務の計画的な解消を図ることを目的としている。

なお、県立病院改革を進めていくことにより、毎年、約40億円程度必要としていた一般会計からの繰入金が増加し、設備投資等も不要となることが見込まれている。

表1) 福岡県病院事業の財政状態及び経営成績

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
[財政]					
固定資産計	12,127,186	12,935,204	13,762,618	13,211,230	12,697,273
流動資産計	3,177,325	3,164,569	3,069,062	2,948,901	2,454,419
流動負債計	6,892,060	6,834,994	6,322,970	5,741,761	5,194,824
資本金計	15,129,411	16,317,728	17,614,126	17,482,965	17,263,593
資本剰余金計	5,669,177	5,953,720	6,323,795	6,648,389	6,950,796
利益剰余金(▲)	12,386,136	13,006,669	13,429,212	13,712,984	14,257,521
[収支]					
医業収益	10,188,024	9,952,255	10,001,709	9,220,671	8,638,568
医業費用	14,105,109	13,635,529	13,566,559	12,911,521	11,908,818
医業外収益	2,612,300	2,584,182	2,764,960	2,649,969	2,434,566
医業外費用	564,891	616,345	625,281	536,557	514,437
特別利益	1,173,028	1,143,338	1,231,062	1,378,931	850,308
特別損失	161,066	48,435	228,434	85,265	44,725
当年度損失(▲)	857,713	620,532	422,542	283,771	544,536

②交付額

平成15年度 700,947千円

平成16年度 8,032,570千円

③交付先

福岡県病院事業会計

④補助金の内容

I) 各県立病院の状況

(I) 朝倉病院及び遠賀病院は平成17年4月1日付で地元の医師会に移譲されている。ただし、移譲に伴って、累積欠損金を解消するために、平成16年度に一般会計より補助金が交付されている。

(II) 柳川病院及び嘉穂病院は平成19年4月の移譲を目標としている。よって、平成18年度は、各病院職員の退職金、職員互助会補助金、県立病院課職員の給与に対する補助金は交付される。

(III) 太宰府病院は、指定管理者制度を導入し、公設民営化しており、現状、経営状況は改善しつつある。

また、指定管理者の経営意欲を喚起すべく、成果主義を導入しさらなる経営改善を図っている。

表2) 一般会計からの補助金受入実績額

(単位；千円)	朝倉	柳川	嘉穂	遠賀	太宰府	病院課
H11度						
①	—	—	—	—	—	101,115
②	240,846	133,501	160,724	92,133	245,499	—
③	4,357	4,798	4,191	4,771	5,212	469
④						155,674
計	245,203	138,299	164,915	96,904	250,711	257,258
H12度						
①	—	—	—	—	—	125,341
②	166,210	90,593	166,132	135,427	266,480	—
③	4,031	4,676	4,084	4,649	4,998	457
④	—	—	—	—	—	155,944
計	170,241	95,269	170,216	140,076	271,478	281,742
H13度						
①	—	—	—	—	—	125,341
②	92,904	70,990	247,722	196,653	286,121	—
③	4,014	4,656	4,095	4,576	4,951	455
④	—	—	—	—	—	161,041
計	96,918	75,646	251,817	201,229	291,072	286,837

H14 度	①	—	—	—	—	—	—	125,341
	②	179,879	150,419	142,181	181,869	238,409	—	—
	③	4,196	4,961	4,111	4,281	5,131	510	—
	④	—	—	—	—	—	162,612	—
	計	184,075	155,380	146,292	186,150	243,540	288,463	—
H15 度	②	25,343	94,263	135,229	—	271,143	—	—
	③	3,606	4,023	3,458	3,630	4,439	442	—
	④	—	—	—	—	—	155,370	—
	計	28,949	98,286	138,687	3,630	275,582	155,812	—
H16 度	②	384,800	369,830	372,019	657,915	1,769,663	—	—
	③	4,179	4,662	4,008	4,207	5,146	482	—
	④	—	—	—	—	—	155,060	—
	⑤	463,805	—	—	3,836,792	—	—	—
	計	852,784	374,492	376,027	4,498,914	1,774,809	155,542	—

(注) ①不良債務解消補助金 1 (第四次病院事業経営健全化措置)

②不良債務解消補助金 2 (各病院職員の退職金)

③不良債務解消補助金 2 (福岡県職員互助会補助金相当額)

④不良債務解消補助金 2 (県立病院課職員の給与)

⑤不良債務解消補助金 1 (累積欠損金解消補助金)

(2) 監査の対象とした補助金

上記表 2 の県立病院事業不良債務の解消のための補助金のうち、上記過去 5 年間で平成 12 年度～平成 16 年度(平成 16 年度)の補助金実績により、金額の大きい平成 15 年度及び平成 16 年度の補助金を監査の対象とした。

I) 一般会計より病院事業に受入れた補助金の内訳

(I) 不良債務解消補助金 1

(II) 不良債務解消補助金 2

i) 各病院職員の退職金の補助

ii) 県立病院課職員の給与

iii) 福岡県職員互助会補助金相当額

II) 補助金の説明

(I) 各病院職員の退職金の補助

各病院の退職金の支払額の大部分が一般会計から病院事業会計へ補助

金として交付されている。

(II) 県立病院課職員の給与

県立病院課職員の給与の支払額と同額が一般会計から病院事業会計へ補助金として交付されている。

(III) 福岡県職員互助会補助金相当額

財団法人福岡県職員互助会（以下、“互助会”という）補助金相当額で、福岡県病院事業財団法人福岡県職員互助会補助金交付要綱（以下“互助会補助金交付要綱”という）3条の規定に基づき交付されている。

一般会計から交付を受けた補助金を上記互助会へ交付する。

(IV) 不良債務解消補助金1の平成16年度分

平成17年4月1日で朝倉病院及び遠賀病院を地元の医師会に移譲するに当たって、当該2病院の過年度からの累積欠損金を解消すべく補助を受入れている。

(3) 追加した主な監査手続

①当該制度に基づく補助金交付の現状を知るべく、過去5年間の実績を確認し、表を作成した。

②平成15年度及び平成16年度の県立病院事業会計への補助金に関して、協議・申請書から決裁・精算に至るまでの手続を担当者より聴取し、書類を閲覧すると同時に、疑問点等につき担当者へ質問をした。

(4) 監査結果

特になし。

(5) 監査意見

①病院事業への補助金は「福岡県補助金等交付規則（以下「交付規則」という）」が適用されない。「交付規則」第2条において、「当該規則が適用される“補助金等”とは、県が県以外のものに対して交付する次に掲げるものをいう。」とあり、福岡県病院事業会計への補助金には適用されない。交付根拠は、「地方公営企業法第17条の3」である。

この補助金のうち、各病院職員の退職金や県立病院課職員の給与等については、当初は、一般会計から支出されていた。しかし、平成10年度に、上記支出は病院事業の経営成績をより明確にするために、県立病院事業で

負担すべきであるとして、病院事業で負担することになったことに対する補助である。

確かに、上記のような経緯はあるが、「地方公営企業法第17条の3」には、地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができるとある。そこで、退職金等に対する補助金に関しては、毎年経営改善努力を行っているもの大幅な赤字が発生しているとの理由により、一般会計から補助がなされているようである。しかし、県立病院課職員の給与及び福岡県職員互助会補助金相当額、各病院職員の退職金に関して、結果として、継続的な負担となっている。

このため、現在進行中である“県立病院改革（移譲及び公設民営化）に関する計画”を速やかに実施することが望ましいと考える。

②補助金の交付手続

一般会計から受けている補助金に関しては、現状、県立病院課において交付申請書を作成し、一定の承認手続を経ているが、具体的な補助金交付申請から交付及び実績報告までの一連の手続に関して、抛り所となるマニュアル等が存在しないため、実務を踏まえた上で、事務手続の明確化を検討すべきであると考ええる。

③互助会からの補助金の申請書類

現状、互助会から補助金の交付申請がなされた場合に、申請書には、事業計画書及び収支予算書等が添付されている。しかし、交付申請書に記載されている申請金額の根拠となる書類が添付されていないため、申請金額の妥当性を検証できない。

よって、申請書の添付書類には、申請金額の根拠書類を含めるべきである。

(参考事項)

互助会の補助金交付申請額の積算方法は、平成17年度以降は、補助の対象となる事業と対象外事業に区分し、補助対象事業の掛金と補助の割合を1：1として積算される。

④互助会からの補助金の実績報告

互助会へ補助金交付し、実績報告手続として実績報告様式5に従って、

「実績報告書」に「添付書類」として、収支計算書が報告されているが、当該収入計算書では、県立病院事業特別会計の互助会会員掛金収入決算額の金額が確認できない。

収支計算書での会計単位と県立病院事業に係る会計単位が相違しているためである。

実績報告手続上の添付書類には、「実績報告書」記載金額の根拠書類が含まれるべきであり、現状では、金額の妥当性検証の根拠書類が欠けていると言わざるを得ない。

2) 商工部

(1) 事業概要

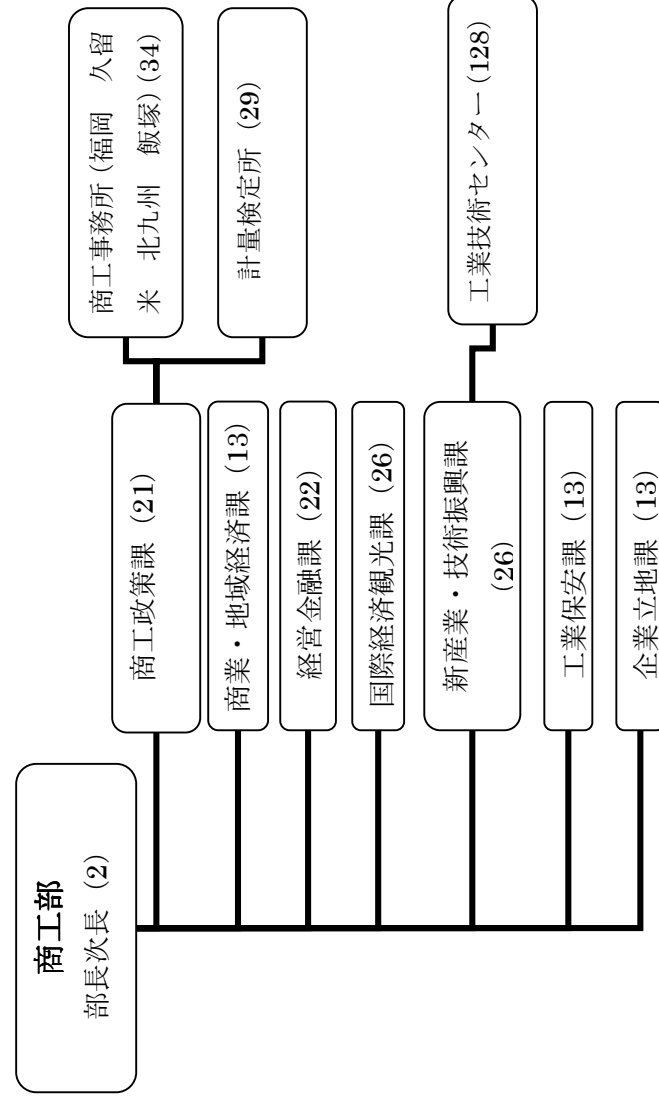
平成16年度の日本経済は、緩やかながら改善傾向が続く中で、福岡県の経済も輸出や生産が好調に推移するなど、全体としては回復基調が続いた。しかし、中小企業の景況感については、改善の兆しが見られたものの地域間格差や業種間格差が大きく、依然として厳しい状況が続いている。

本県産業構造は、製造業の中心が鉄鋼、化学、石炭などの基礎素材型から自動車関連などの加工組立型にシフトしたことに加えて、情報関連サービス産業、知識関連サービス産業など新たな産業の集積が進んでいる。

このような状況下において、本県経済が活力を持って発展していくためには、ITの積極的活用等を促進するとともに、本県経済の主要な担い手である中小企業の経営革新や新規創業、ベンチャー企業の育成支援、産官学連携の強化などによって国際競争力をもち創造性に満ちた産業群を創出することが重要であると考えられる。さらには、創造性が最大限に発揮されるための人材、技術、資金、情報等の多種に渡る経営資源が有効に連携されるシステムの充実が必要である。

以上のような認識に基づいて、平成16年度は「多様性と創造力に富んだ産業社会」を目指して種々の施策を展開している。

(2) 組織図



6 4. 福岡県企業立地促進交付金

「1）監査対象補助金等サマリー」において交付額 558,693 千円と記載あるうち、以下の 103,499 千円、88,393 千円に関して「監査意見」の記載あり。

(1) 補助金の概要

①交付の趣旨

福岡県企業立地促進交付金とは、福岡県における企業の立地を促進するため、県外から新たに事業展開しようとする企業が、県内に工場、産業支援サービス業務施設を設置するための初期投資に対して予算の範囲内で財政的な援助を行うことにより産業の集積及び活性化並びに県民の雇用機会の拡大を図り、もって福岡県の経済の発展に寄与することを目的としている。

(I) ②交付額

103,499 千円

内訳

(i) 業務施設賃借料に対する交付金	10,574 千円
(ii) 設備機器賃借料に対する交付金	85,010 千円
(iii) 専用通信回線に対する交付金	915 千円
(iv) 雇用助成に対する交付金	7,000 千円
合計	103,499 千円

③交付団体

株式会社 A 社

(II) ②交付額

88,393 千円

内訳

(i) 業務施設賃借料に対する交付金	6,300 千円
(ii) 設備機器賃借料に対する交付金	70,560 千円
(iii) 専用通信回線に対する交付金	1,033 千円
(iv) 雇用助成に対する交付金	10,500 千円
合計	88,393 千円

③交付団体

株式会社 B 社

④ 交付対象事業

産業支援サービス業で業務施設等を新設若しくは賃借して、プログラムの作成又は試験研究若しくは産業支援サービスを行う法人又は個人が交付対象事業者となっている。

- I) 用地取得費を除く設備投資額が3億円以上若しくは設備機器賃借料が年間2千万円以上
- II) 県内に住所を有する者を新たに常用として雇用した人数の合計が10名以上（コールセンター業務を行う場合は50名以上）
上記2項目が交付要件となっている。

(2) 監査結果

特になし。

(3) 監査意見

本補助金のように、助成金の交付対象経費が設備賃借料となっている場合、設備賃借料の設定が適正におこなわれていることを確認することは交付手続として大変、重要と思われまます。

設備賃借の貸貸人と賃借人が、独立の第三者間であるならば、両者間において設定された設備賃借料は原則として妥当かつ合理的な金額であることが推定できます。しかしながら、今回のように賃貸先が関連会社である場合、その設備賃借料が適正な価格であるか否かを検証するのは非常に困難と思われまます。特にシステムのようなソフトに関しては汎用性のある機械などと異なり仕様、設置台数によって原価も異なると思われまます。

以上のことより、資産の賃貸借について関連会社間でおこなうことに関しては賃借料の設定に関して合理性を欠く可能性があると思われまますので、交付決定においては、以下のように検討することが望ましいと考えまます。

「計画段階又は申請段階においてその設備賃借につき取引金額が妥当かつ合理的なものであることを取引当事者に説明を求め、その内容につき県が合理的なものであると承認した場合に補助金の交付決定を行う。」

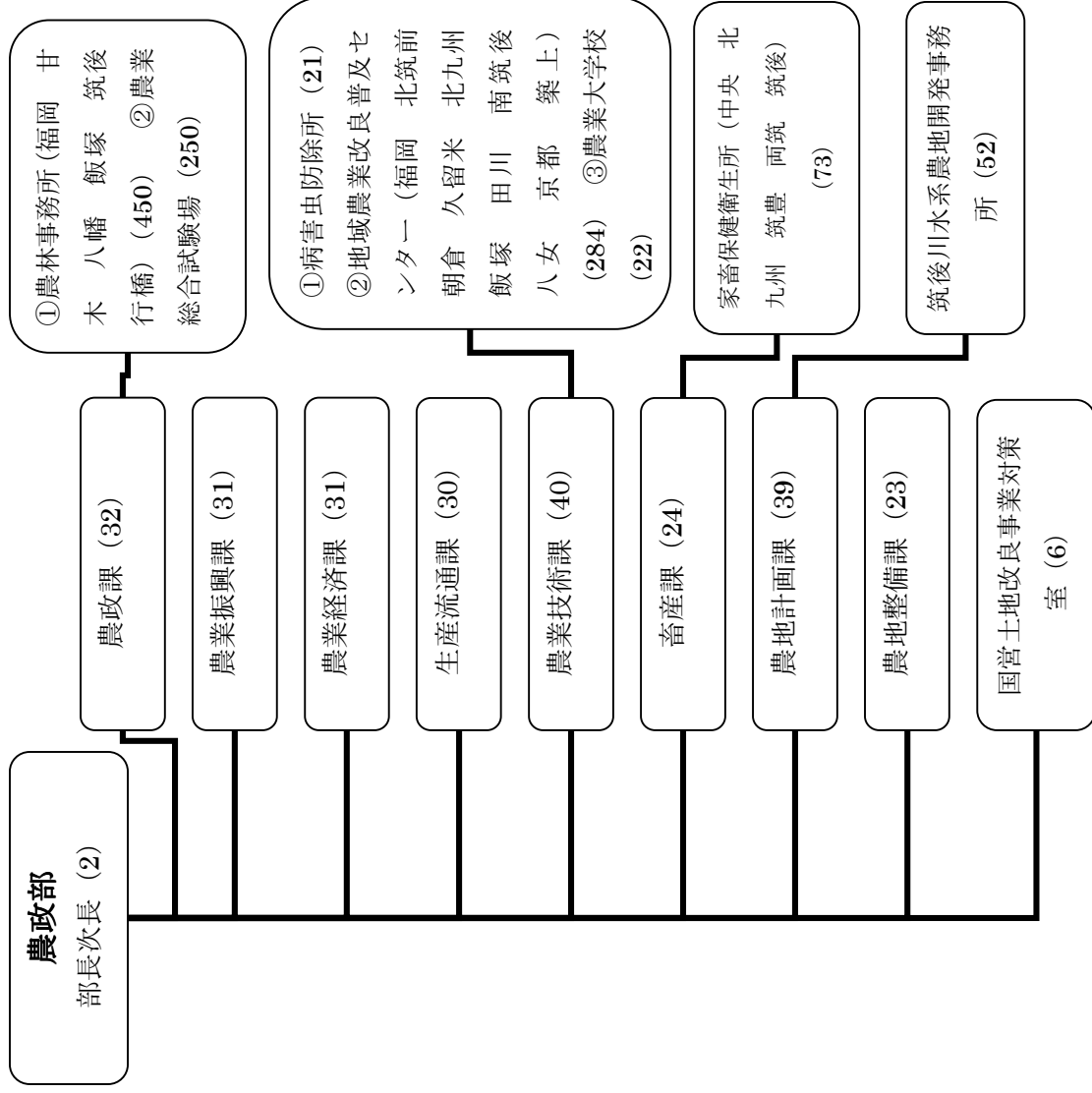
3) 農政部

(1) 事業概要

農業については、「福岡県農業・農村振興条例」に基づき策定した「福岡県農業・農村振興基本計画」に沿って、施策を展開している。

平成16年度においては、地域の特性に応じた収益性の高い農業の実現、農産物の安心と信頼の確保、農業・農村の果たす役割についての県民の理解促進に向けた各種施策を重点的に実施している。

(2) 組織図



68. 競争力ある土地利用型農業育成事業費補助金**(1) 補助金の概要****①交付の趣旨**

本県の米、麦、大豆の品質の向上や低コスト生産を図るため、市町村が行う売れる米・麦・大豆づくりと併せ生産コストの低減に取り組み営農組織等を育成する競争力ある土地利用型農業育成事業に要する経費に対し、補助金を交付するもの。

②交付の額

221,439 千円

③交付団体

36 市町村

④補助対象機械・施設

補助の対象とする機械・施設は、耐用年数が概ね5年以上で、50万円以上のものに限る。

- 1 乗用型トラクター (概ね40ps以上)
- 2 乗用型田植機 (5条植え以上)
- 3 栽培管理ビークル
- 4 ラジコンヘリコプター
- 5 普通型コンバイン (刈幅120cm以上でグレンタンク付)
- 6 自脱型コンバイン (4条刈り以上でグレンタンク付)
- 7 大豆専用コンバイン
- 8 1～3の付属機械器具 (ただし、付属機械器具のみの導入は補助の対象としない。) 耕起、整地、代掻き、排水、播種、移植、防除、中耕・培土、施肥、機械運搬及びその他水田管理に必要な機械
- 9 その他知事が必要と認める機械
- 10 機械を格納する施設 (ただし、格納施設のみの整備は補助の対象としない)
- 11 大豆袋詰施設及びその附帯施設

⑤補助率

1/3以内 (ただし、事業実施主体が農業者団体の場合は、市町村が当該事業費の1/6以上を負担)

(2) 監査結果

特に問題なし。

(3) 監査意見

① 交付要綱の別表で事業実施主体、補助対象経費、採択要件、補助対象機械・施設及び補助率が定められている。

農業者の組織する団体及び農業生産法人（以下「農業者団体」という。）の採択要件のひとつに「生産コスト低減対策として、農業機械の効率的な活用による生産コスト低減の目標値を定めること。」とある。また運用基準である「競争力ある土地利用型農業育成事業の実施について」では「生産コスト低減対策」は基幹作業（耕起・整地、播種・移植、防除・中耕・施肥、収穫）の受託や既存機械の適切な処分等を行い、農業機械の効率的な利用を図り、水稲作等経営における機械費の低減を図るものとする。また、市町村は、その生産コスト低減結果について、競争力ある土地利用型農業育成事業成果報告書による報告が義務付けられる。

しかし、生産コスト低減の目標値の定量的算出方法は、統一化されておらず、ケースによりばらつきがある。採択要件に係る数値の算出方法は、統一的方法によるべきであろう。

② また、農業者団体の採択要件のひとつに売れる米・麦・大豆づくり対策として（i）有機・減農薬栽培等の取り組み 又は（ii）良食味米、品質の良い米・麦・大豆生産の取り組みが求められる。（ii）は具体的には「施肥量を減ずる等によりタンパク質含有率が概ね6.8%以下となる良食味米の生産、又は、品質向上のための排水対策や作付け誘導に基づく優良品種の作付け」である。この「タンパク質含有率」について、測定データ実績報告サンプル数を事業実施主体別にみると、ばらつきがみられた。測定サンプルの抽出方法についてもルール化を図るべきであろう。

採択要件に係る数値の算出方法及び実績報告方法の統一化は、補助金の効果測定を効果的に行うためにも有用と思われる。

※「生産コストの低減」については現在、県担当でその定量的測定方法の統一化について鋭意検討中である。

また、（ii）良食味米、品質の良い米・麦・大豆生産の取り組みについてもデータサンプル等の抽出方法について検討したいと回答を得ている。

70. 水田農業経営確立対策事業費等補助金

「1) 監査対象補助金等サマリー」において交付額49,618千円と記載あるうち、以下の40,158千円に関して「監査意見」の記載あり。

(1) 補助金の概要**① 交付の趣旨**

市町村及び県域農業団体等が実施する需要に応じた米の計画的生産の円滑な推進と麦・大豆・飼料作物等の本格的生産による収益性の高い安定した水田農業経営の確立のための経費に対し、補助金を交付するもの。

(I) 市町村が行う水田農業経営の確立に係る指導推進事業**② 交付額**

40,158千円

③ 交付団体

福岡市ほか95市町村

④ 補助対象経費

- 市町村が行う水田農業経営の確立に係る指導推進に要する次の経費
- ・ 地域の実情に応じた作物の選定及び作付推進計画の策定に要する経費
 - ・ 地域における作物別団地化及び作業の共同化に係る計画の策定に要する経費
 - ・ 各種メ리트措置に関する集落説明、加入促進等に要する経費
 - ・ その他水田農業経営の確立に必要な経費

⑤ 補助率

定額

⑥ 経費の内容（交付要綱 別表2）

謝金	水田農業経営確立対策等の指導推進に要する職員以外の専門家、指導員等（推進員）に委嘱された者に対する謝金及び報償費
旅費	水田農業経営確立対策等の指導推進に要する職員旅費及び推進

員旅費

庁費 水田農業経営確立対策等の指導推進に要する印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、借料及び損料、会議費（会議用弁当、茶菓子賄料等）、備品費（その合計額は50万円未満とする。）、賃金（短期（3か月以内）の雇用人の賃金に限る。）、器具機械等の修繕料、燃料費（自動車燃料に限る。）並びに測量費

委託費 水田農業経営確立対策等の指導推進に要する事務の一部を他の地方公共団体、民間団体等に委託する場合における当該委託に要する経費

助成費 農業団体、営農集団等が実施する水田農業経営確立対策等の指導推進に係る事業等に要する経費につき市町村等が助成する場合同じにおける当該助成に要する経費（市町村が交付する助成費にあつては、当該事業等に要する経費の2分の1を限度とする。）

(II) 福岡県農業協同組合中央会（以下「中央会」、福岡県農業協同組合連合会（以下「農協連」）、福岡県農業会議（以下「農業会議」）が行う水田農業経営の確立に係る指導推進事業

②交付額

9,460千円

③交付団体

中央会 農協連 農業会議

④補助対象経費

- i) 中央会が行う水田農業経営の確立に係る指導推進に要する経費
 - ・ 各種メリット措置に関する加入促進等に要する経費
 - ・ 共同作業等を行う生産組織等の育成に要する経費
 - ・ その他水田農業経営の確立に必要な経費
- ii) 農協連が行う水田農業経営の確立に係る指導推進に要する経費
 - (i) 農業協同組合が行う次の活動に対して、農協連が助成する場合における当該事業に要する経費
 - ・ 水稻等の作物の生産・販売の促進等

- ・各種メ리트措置に関する加入促進等
- ・メ리트措置に係る農業者計画の集約

(ii) 米、麦、大豆等についての価格・販売動向や実需者ニーズに対応した品種等の情報の提供に要する経費

(iii) その他水田農業経営の確立に必要な経費

iii) 農業会議が市町村農業委員会に対して行う水田農業経営の確立に係る指導推進に要する次の経費

- ・作物別団地化を図るための円滑な土地利用調整の促進に要する経費
- ・共同作業等を行う生産組織等の育成に要する経費
- ・その他水田農業経営の確立に必要な経費

⑤補助率
定額

⑥経費の内容

(1) ⑥と同じ

(2) 監査結果

特に問題なし。

(3) 監査意見

本事業の事業費が30%以上増減する場合は重要な変更として事業計画変更承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない(交付要綱第6条第1項)。

三橋町の平成15年度生産調整推進円滑化対策事業実績報告書(平成16年4月20日)では、事業費が30%超増加しているが、変更申請は行われていない。これは町単費で予算措置していた謝金の支出399千円を実績報告書から除外すべきところ、報告内容の是正を行うことなく受理したためであった。これを除けば、変更申請は必要なかったといえるが、今後は、実績報告に誤りがあれば適切に是正指導を行うよう留意する必要がある。

7 2. 福岡県農業経営対策事業推進費補助金

「1）監査対象補助金等サマリー」において交付額 377,999 千円と記載あるうち、以下の 346,349 千円に関して「監査結果」及び「監査意見」の記載あり。

(1) 補助金の概要

① 交付の趣旨

農業経営に関する事業推進を図るため

(1) 農業委員会交付等事業分

② 事業の内容

福岡県農業経営対策事業推進費補助金等交付要綱第1条の事業のうち

- i) 農業委員会交付金
- ii) 農業委員会及び県農業会議費補助金

③ 補助の対象となる経費

- i) 農業委員会交付金
 - 委員手当
 - 職員設置費
 - 農地調査・農地基本台帳整備費
- ii) 農業委員会及び県農業会議費補助金
 - 農地調整事務処理事業費
 - 農地情報管理システム整備事業費
 - 農業委員会活動強化対策費等

④ 財源

国 100%

⑤ 交付額

346,349 千円

⑥ 交付団体

福岡市ほか96市町村（実施主体 農業委員会）

農業委員会の具体的事業目的

経営感覚に優れた経営体の育成、担い手の育成確保、農地の利用調整及び農地の流動化促進、農業委員会の組織体制の強化、農業委員及び職員の資質の向上

農業委員会の業務

農地法に基づく業務

農業経営基盤強化促進法にもとづく業務

特定農地貸付法・市民農園整備促進法に基づく業務
農業振興地域整備法に基づく業務
土地改良法に基づく業務
その他法令に基づく業務

(II) ②事業の内容

福岡県農業経営対策事業推進費補助金等交付要綱の第1条のうち

- i) 県農業会議員手当等負担金
- ii) 農業委員会及び県農業会議費補助金

③補助の対象となる経費

- i) 農地法によりその所掌に属させた事項の処理に要する会議員手当（常任会議員手当）及び職員の給与費（俸給等）並びに法定福利費に要する経費
県農業会議の会議員手当（総会）に要する経費
- ii) 農業委員会活動強化対策事業
運営事務費等

④財源

国 54% 県 46%

⑤交付額

31,650千円

⑥交付団体

福岡県農業会議

農業委員会系統組織は、市町村に置かれる行政委員会である農業委員会、都道府県の認可法人である都道府県農業会議、国の認可法人である全国農業会議所の3段階から成り立っている。

福岡県農業会議は、原則として市町村農業委員会の会長が会議員になり、その会議員と各種農業団体の代表、学識経験者等の会議員で構成されている。県農業会議は農業委員会の会長で構成される農業委員会の連合組織ともいえる。

(2) 監査結果

(I) 農業委員会交付等事業分

県農林事務所において事業の実施状況を確認した結果を記載する事業状況確認調書に記入ミスがある。

- ①筑紫野市の事業実施状況確認調書の「経費の支出状況」の部分

委員手当報酬の合計額は6,543,000円となっているが、その内訳欄である「支払先」欄の個々の内訳金額と人数を掛けて計算した金額は下記となる。

会長 354,000円 + 副会長 309,000円 + 委員 280,000円 × 20名 = 6,263,000円
差額280,000円は、正しくは筑紫野市では委員手当を一人あたり294,000円（筑紫野市条例による）で計上すべきであったのに一般的な委員手当である一人あたり280,000円と内訳に記載したために発生した計上ミスである。

(294,000円 - 280,000円) × 20名 = 280,000円

②水巻町の事業実施状況確認調書の「経費の支出状況」の部分

「経費の支出状況」欄の委員報酬額2,550,811円と実績報告書の別紙2の支出の部の委員手当2,772,811円との差額222,000円が発生している。当該差額は費用弁償（旅費）分222,000円の記入漏れが原因である。

③岡垣町の事業実施状況確認調書の「経費の支出状況」の部分

事業実施状況確認調書の「経費の支出状況」に記載された金額を合計すると8,125,393円だが、実績報告書の別紙2の支出の部合計は8,135,393円である。

差額10,000円は農地調査・農地基本台帳整備費の記入漏れが原因として発生したものである。

以上①～③より県農林事務所での実績確認手続をより慎重にし正確性に留意する必要がある。

(II) ①実績報告書に記載ある委嘱者と計画書段階で記載あった委嘱者とは単純なミスで異なっていた。

実績報告書の「農地地図情報システム濃密指導の委嘱」欄には、氏名・職業（委嘱者）が記載されているが支払実績はなしとなっている。一方これに対応する計画書では違う委嘱者で支払計画24,000円としている。

これは、計画書で前年度分のワープロ文書を削除しないままであったことと、今年度は委嘱のみで実績がなかったためである。

②事業実施状況確認調書上で金額の不一致部分が2箇所散見された。

(i) 補助金の受入欄計 27,278,000 円と事業費の負担区分欄の補助金実績 31,298,000 円とが一致していない。原因は実績報告書から補助金受入欄に転記ミスしたことと、交付額 31,650,000 円との差 352,000 円の返還が生じたためである。

当然一致すべき数字は必ずその一致をチェックし異なるときはその原因を把握しその旨を記載しておかなければ確認とは言えないと考える。

(ii) 事業費の負担区分実績欄の「総事業費」が本来合致すべき「補助金＋自己資金」と一致していない。この原因は実績報告書からの転記のとき実績報告書では補助金欄が国と県に区分されているが、この県補助金額を自己資金欄に転記したミスである。

以上①～②より実績報告書の確認手続、実施状況確認書の作成には、一致すべき箇所の確認に留意するよう要望する。

(3) 監査意見

①事業状況確認書の様式が I 農林事務所だけ他事務所と異なっていたが、様式を統一して合理化すべきである。

②事務局長分の人件費負担金補助金について

農業会議事務局職員の人件費に対しては、国、県から一定額が補助されており、このうち国庫補助金である農業会議職員手当等負担金については、「職員の経費」として事務局長（1名分）と一般職員（定率）の額が積算されている。

また、県では、県単独補助金（福岡県経営構造対策推進費補助金）を補助しており、7,000,000 円が事務局長人件費に充当されている。

この結果、事務局長人件費は下記のとおりとなっている。

事務局長人件費：8,175,055 円

（財源内訳；国負担対象額 447,574 円、県補助金 7,000,000 円、

その他 727,481 円）

このように、事務局長の人件費という一つの経費について、二つの補助金経費の対象となっている点は「補助金の二重交付」の誤解を招く可能性があるので検討をすべきであると考ええる。

73. 農業生産総合対策事業等補助金

(1) 補助金の概要

①交付の趣旨

食料・農業・農村基本法の下における農業生産対策の推進について、国内の農業生産を基本とした食料の安定的な供給の確保を図り、国内農業生産の維持及び増大を目指すとともに、農業の自然循環機能の維持増進により、その持続的な発展を図ることが重要な課題となっている。

それに必要な総合的な生産対策を実施するために市町村、県域農業団体、畜産関係団体及び特認団体（知事が地方農政局長と協議して適当と認められたもの）が行う事業に要する経費に対して補助するため。

②補助対象経費

- (i) 農業生産総合対策事業費
 - 農業生産総合対策条件整備事業費
 - 小規模土地基盤整備
 - 共同利用施設整備
 - 共同利用機械整備
 - 農業生産総合対策事業推進費
 - ブランド・ニッポン農産物供給体制確立事業費
 - 農産物等の調査等の実施
 - 技術の普及
 - 啓発活動等
- (iii) 畜産振興総合対策事業費
 - 畜産振興対策事業費、飼料対策事業費
- (iv) 畜産振興総合対策事業推進費
 - 飼料対策推進事業費、畜産技術衛生対策推進事業費等
- (v) 耕畜連携・資源循環総合対策事業費
 - 資源循環型農業・食品産業総合支援事業費等

(補助率は2分の1以内)

③財源

国 100%

④交付額

401,961千円

⑤交付団体

筑紫野市ほか17市町村、JA全農ふくれん、県主要食糧集荷商業協

同組合

(2) 監査結果県主要食糧商業協同組合ソフト事業補助金の実施状況報告書について

地域におけるブランド・ニッポン農産物供給体制を確立するために行う協議会等の開催、啓蒙活動等に対する補助金（100,000円）であるが、実施状況報告書が平成14年分まではあったが、平成15年分は見あたらなかった。

当該事項については、16年分提出時に併せて提出させている。

(3) 監査意見大和町（Y農協）における集団営農用機械（無人ヘリコプター）の入札について

ブランド・ニッポン農産物供給体制確立事業として、産業用無人ヘリコプター1機（10,130千円）に対し補助金4,642千円がなされている。

この購入にあたり競争入札が行われているが、その入札者は、全国農業協同組合連合会福岡県本部（JA全農ふくれん）、購入ヘリコプターメーカーの販売子会社、その他1社である。

その結果は

JA全農ふくれん	9,694,200円
メーカー子会社	10,162,150円
その他1社	9,738,200円

以上により JA全農ふくれんに落札している。

補助事業の取扱「積算と施行の一问一答集」では、機械が特定のメーカー一等の機械となる場合は、同目的の他種の機械との比較検討を行い、妥当な場合は随意契約を前提に当該メーカー等との価格折衝を行い事業費を積算することとなっている。

当該ヘリコプターも特殊でありメーカーは主に2社しかなく、それぞれのメーカーごとに操縦資格研修を行っているのでも上記取扱いの随意契約も可能である。

メーカーとしてはどのルートで販売されようとそれ程影響がない状況で他の要因が働く場合があるので、随意契約による価格交渉の方が入手より効果的な場合もある。また入札するにしても他の県の情報を入手するなど価格が高くないよう十分な注意が必要である。

74. 主要農産物対策事業費補助金

「1) 監査対象補助金等サマリー」において交付額28,983千円と記載あるうち、以下の6,000千円に関して「監査意見」の記載あり。

(1) 補助金の概要

①交付の趣旨

本県産主要農作物の生産性及び品質の向上を図るため、全国農業協同組合連合会福岡県本部（JA全農ふくれん）が実施する主要農作物対策事業に対して補助するため。

②補助対象経費 事業管理費

定 額

③財源

県100%

④交付額

6,000千円

⑤交付団体

全国農業協同組合連合会福岡県本部（JA全農ふくれん）

(2) 監査結果

特になし。

(3) 監査意見

JA全農ふくれんの事業管理費補助金について

補助金の対象となっている事業管理費7,288,720円は県試験場出身の嘱託職員1名分の人件費相当額である。この補助金として定額補助金6,000千円が支払われている。覚書によると業務内容は農業生産強化を主体とした営農技術、並びに営農経営管理等を指導業務としている。実績報告書によると、事業の実績は研修会の開催（5回）である。なお、こ

の研修会の講師は当該嘱託職員ではない。

(単位；円)	総事業費	補助対象に要した経費	補助金
事業管理費	7,288,720	7,288,720	6,000,000

この実績報告書からでは嘱託職員の活動内容が明らかではない。
 実績報告書は補助対象経費の内容が明確に分かるように記載させるべきである。県担当者の説明によるとこの嘱託職員は下記の業務をこなしているとのことである。

- ① 農協に対する営農指導
- ② 企画全般に対するアドバイス
- ③ 米・麦・大豆生産基本方針の策定及び品質向上対策
- ④ 農家営農指導

日々の農協営農指導員への指導が主たる業務で、実績報告書に反映しづらい面は理解できるが直接関わった具体的な活動を記載させるとともにその内容もよく検証する必要がある。

79. 福岡ブランド販売戦略事業費補助金

(1) 補助金の概要

①交付の趣旨

本県ブランド農産物の販売強化を推進することにより、本県農業の振興を図るため、福岡県農産物ブランド化推進協議会が行う福岡ブランド農産物販売定着に要する経費に対して、補助金を交付するもの。

②交付額

31,041千円

③交付団体

福岡県農産物ブランド化推進協議会

④補助対象経費

福岡県農産物ブランド化推進協議会が、福岡県農産物ブランド化推進基本方針（昭和63年6月24日農政企77号）に沿って実施する以下の事業に要する経費

福岡ブランド農産物販売定着事業

- i) ブランド農産物首都圏定着事業
 - ・ 全面広告列車の運行
 - ・ 「福岡フェア」の実施
 - ・ 量販店等大口実需者との「商談会」の開催
- ii) 地元がいちばん農産物定着事業
 - ・ テレビ自主制作番組の放映
 - ・ リーフレットの作成
 - ・ 各種イベントへの参加及びキャンペーンの実施
 - ・ ファームステーション運営費

⑤補助率

1/2以内

(2) 監査結果

概算払請求書の脚注で「出来高は実施済事業費の割合を記載する」とあ

るが、15年10月請求分、16年2月請求分とも出来高が実施済事業費の割合となっていないかった。但し、16年3月31日までに事業は完了し、補助金の確定額に問題は無かった。

(3) 監査意見

特になし。

8 1. 活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金

「1）監査対象補助金等サマリー」において交付額 1,677,251 千円と記載あるうち、以下の 1,106,183 千円に関して「監査結果」の記載あり。

(1) 補助金の概要**① 交付の趣旨**

本県園芸農業の生産額の増大と持続的な発展を図るため、先進技術の導入や省力機械等の整備を進め、収益性が高く活力ある園芸産地を育成する事業に要する経費について、補助金を交付するもの

② 交付団体

福岡市ほか49市町村

(I) 活力ある園芸産地育成対策事業 重点品目産地強化対策

③ 交付額

1,106,183 千円

④ 補助対象経費

県が定める重点品目の産地強化を図るために必要な次に掲げる生産及び流通施設等の整備に要する経費

- i) 省力栽培温室
- ii) 降雨防止品質向上施設
- iii) 育苗施設
- iv) 堆肥・培土等製造施設
- v) 防風等保護施設
- vi) 果樹棚栽培施設
- vii) 高性能省力機械施設
- viii) 省力園地の整備
- ix) 流通・加工施設

⑤ 補助率

事業実施主体が認定農業者以外の場合は1/2以内。事業実施主体が認定農業者の場合は1/3以内。ただし、ねぎ、い草、なす、トマト及びそれらの重点品目への転換の場合は1/2以内。

(II) 活力ある園芸産地育成対策事業 産地支援対策

③交付額

100,199千円

④補助対象経費

生産の省力化や品質の向上を図り、活力ある園芸産地を育成するために必要な次に掲げる生産及び流通施設の改善に要する経費。ただし、茶は次のiv)、v)、vii)、viii)に要する経費に限る。

- i) 省力栽培温室
- ii) 降雨防止品質向上施設
- iii) 育苗施設
- iv) 堆肥・培土等製造施設
- v) 防風等保護施設
- vi) 果樹棚栽培施設
- vii) 高性能省力機械施設
- viii) 省力園地の整備
- ix) 流通施設

⑤補助率

1/3以内。ただし、補助対象経費の欄に掲げるviii)に要する経費及び県農業試験場等で開発された新技術を導入して整備する経費については1/2以内。事業実施主体が認定農業者の場合は1/3以内。

(III) 活力ある園芸産地育成対策事業 中山間地支援対策

③交付額

185,380千円

④補助対象経費

中山間地域の気温較差や土壌条件を活かした園芸農業の振興を図るために必要な次に掲げる施設の改善に要する経費。ただし、茶は次のiv)、v)、vii)、viii)、水田作物はx)に要する経費に限る。

- i) 省力栽培温室
- ii) 降雨防止品質向上施設
- iii) 育苗施設
- iv) 堆肥・培土等製造施設
- v) 防風等保護施設
- vi) 果樹棚栽培施設
- vii) 高性能省力機械施設
- viii) 省力園地の整備
- ix) 流通・加工施設
- x) 水田営農用省力機械・施設

⑤補助率

1/2 以内

(2) 監査結果

(I) 活力ある園芸産地育成対策事業 重点品目産地強化対策

①交付要綱の別表 I 採択要件で補助対象となる重点品目が定められている。

重点品目

野菜 いちご、なす、トマト、ねぎ、きゅうり、キャベツ、ほうれん草、レタス、アスパラガス

果樹 かき、なし、ぶどう、いちじく

花き キク、洋ラン、バラ、花壇用苗物、トルコギキョウ、宿根アスター
特産 い草

これらの重点品目の産地強化を図るために必要な経費が補助対象となるが、重点品目でないものを対象に含め補助金が交付されている事例があった。

前原市 I 農業協同組合

重点品目：いちご、トルコギキョウ、キク、アスター、バラ、洋ラン
その他の品目：千両、ガーベラ、カンパニユラ、ズバルディア、カラー

北野町 K アグリ倶楽部

重点品目：ねぎ
その他の品目：水菜

北野町 M 農業協同組合

重点品目：ほうれん草
 その他の品目：水菜

北野町 C フォーム

重点品目：ほうれん草、青ねぎ
 その他の品目：ニラ、チンゲンサイ

直方市 C 農業協同組合

重点品目：いちご、ぶどう、キャベツ
 その他の品目：小松菜、ブロッコリー

川崎町 T 農業協同組合

重点品目：トルコギキョウ、キク、いちご
 その他の品目：小松菜

高田町 T 花卉生産組合

重点品目：宿根アスター
 その他の品目：クルクマ

例えば、具体的な事例をひとつ示すと以下のようなケースである。
 (事例)

実施地区：北野地区

事業実施主体：M 農業協同組合

施設整備計画

対象品目：水菜 ～重点品目でない～ (受益戸数2戸、受益面積0.27ha)
 ほうれん草 (受益戸数1戸、受益面積0.33ha)

事業内容：省力栽培温室24棟 給水施設・排水施設

事業量 : 6,115.2 m² 一式 (設置場所及び規格は別紙の通り)

事業費 : 28,799,400 円 (税込)

県補助金額：13,714,000 円

対象作物の改善計画 (17年目標値)

	面積 (ha)	生産量 (t)
水菜	0.27	20.3
ほうれん草	0.33	13.3

この事例において補助金を交付した根拠とされた「活力ある高収益型園芸産地育成事業の実施について」6 補助率で次のように定める。

「補助率が異なる品目を受益対象として機械・施設等の整備を行う場合は、受益となる面積又は生産量のいずれかが過半数以上を占める品目の補助率とする。なお、中山間地支援対策と産地支援対策の地域を受益対象とする場合は、受益となる面積又は生産量のいずれかが過半数以上を占める地域の補助率とする。」

ほうれん草は重点品目であるが、水菜は重点品目でない。しかし、M農協同組合全体で見るとほうれん草の受益面積が水菜を上回るために、重点品目でない水菜用の省力栽培温室も重点品目産地強化対策の対象に含まれ、補助率2分の1で補助金が交付されている。

水菜は重点品目ではないが、産地支援対策として事業を取り組むことはできた。但し、産地支援対策での補助率は3分の1以内である。

つまり、本来、産地支援対策として補助率3分の1でしか補助金が支給されないものが、重点品目産地強化対策に含まれて、結果として補助率2分の1で補助金が交付されている。

重点品目を採択要件で限定的に列挙し、より高い補助率とした要綱の趣旨に鑑みると、「活力ある高収益型園芸産地育成事業の実施について」での取り扱い扱いは、補助率の異なる品目に共通利用のできる機械・施設の整備を行う場合のケースと解釈すべきではないだろうか。

もともと重点品目でない品目のみを対象とする事業費は、重点品目産地強化対策事業の適用外と考えるべきである。

「活力ある高収益型園芸産地育成事業の実施について」は事業の円滑かつ適切な実施を行うために定めるものであるが、今後は交付要綱の趣旨を十分に斟酌したものに改訂すべきであろう。

なお、「重点品目」について、平成16年度までは、上述の通り、県が対象品目を個別指定していたが、平成17年度以降は、地域の特徴を活かした産地づくりや農業者の意欲的な取り組みを支援する観点から、野菜、果樹、花き、茶、い草において、地域で重点的に振興する品目へと変更されている。

② 事業実施主体が認定農業者の場合の採択要件のひとつに「家族経営協定の締結や農業経営改善計画の実践を図ろうとする者であること」とあるが、事業成果報告書の様式として定められる様式第13号と様式第14号のうち、様式第14号について「家族経営協定」について記載欄がなく、家族経営協定の締結予定者について締結状況の事後確認ができない様式となっていた。

※ 「家族経営協定」とは、農家において、経営主と配偶者、後継者、またはその他の家族員がお互いを尊重し、農業経営のやり方、収入の配分、就業条件、経営移譲や生活上の諸事項などについて、取り決めを行うことをいう。

(3) 監査意見

特になし。

90. 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業費補助金

(1) 補助金の概要

①交付の趣旨

土地改良区等の技術管理能力の向上を図り、基幹水利施設の適正かつ効率的な管理に資するため、福岡県土地改良事業団体連合会が行う基幹水利施設技術管理強化特別指導事業に要する経費に対して補助するため。

②補助対象経費

次に掲げる事業を行うために必要な経費及び事務費

- ・ 対象施設の機能の保全及び安全性の確認に関すること
- ・ 管理技術の向上及び管理の効率化に関すること
- ・ 対象施設の操作運転、点検及び整備に関すること
- ・ 対象施設の維持補修工事等の設計、水利権更新の業務及び施設機能等の報告に関すること

(補助率は事業費 60%以内 事務費 50%以内)

③財源

国 50.4% 県 49.6%

④交付額

24,140 千円

⑤交付団体

福岡県土地改良事業団連合会

土地改良法第111条の3により設立が認められる「公法人」である。

その目的は、土地改良事業を行う者（市町村・土地改良区）の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、共同の利益を増進することを目的としている。
主な事業は、

会員（市町村、土地改良区等）の行う土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助

土地改良事業に関する教育及び情報の提供

土地改良事業に関する調査及び研究

国又は県の行う土地改良事業に対する協力

(2) 監査結果

特に問題なし。

(3) 監査意見

土地改良事業団連合会の実績報告書によると、事業費に(点検整備補修費)として8,220千円計上されている。その内訳は下記の通りである。

この補助金は、指導事業が目的であり、交付要綱第2条(3)「対象施設の操作運転、点検及び整備に関すること」と規定されている。

点検整備補修費の内訳

	金額 (円)	補修内容
逆井手頭首工	452,550	作動油交換
上屋敷頭首工	1,821,750	油圧機ローラー部取替、ゲート開閉器取替
隈上川頭首工	485,000	除塵作業上屋根工事
雲雀頭首工	123,900	給油ポンプ取替
畑切排水機場	1,401,750	自家発電機オーバーホール、自家発電機消音器取替
大和第一排水機場	748,975	二次冷却ポンプ取替、ネットフエンス張替
久喜宮揚水機場	703,500	取水口スクリーン、ポンプオーバーホール
長門石揚水機場	1,785,000	電気施設整備、高圧断路器
小森野揚水機場	624,750	トランス安全防護柵及びネットフエンス張替
I-A揚水機場	73,500	キュービクル塗装
合 計	8,220,675	

(当該補助率は30%である。)

「基幹水利施設技術管理強化特別指導事業費補助金の交付に当たっての細部事項」の第2(2)点検、整備補修費には次のとおり規定されている。

対象施設の点検、整備補修に要する資材・消耗品費、人夫賃等とする。

「基幹水利施設技術管理強化特別指導事業質疑応答について」質疑④に次のとおり規定されている。

質疑 細部事項第2の1の(2)の資材費及び人夫賃等とは具体的にどのような内容のものか。

回答 細部事項第2の1の(2)の点検・整備補修に要する資材費とは、県土連技術者が特別指導事業採択施設に対して点検・整備業務を実施する際必要となるパッキング、配管材又は電気設備の整備に必要な部品等の経費をいう。

また、人夫賃等は、県土連技術者が点検・整備業務を実施する際必要とする資材の運搬等補助的労務及びトラクタクルのリース等の借り上げに要する経費をいう。

なお、これら点検・整備補修に要する費用は、1施設当たりおおむね2百万円以下とする。

対象施設の点検、整備補修に要する資材費として計上できる内容、金額については、上記質疑応答にあるように「パッキング、配管材又は電気設備の整備に必要な部品等の経費」で「1施設当たりおおむね2百万円以下」という運用上の基準を国が示しており、上記内訳のうち下記の支出は、現状の運用上は問題ないとしても、当該補助金の趣旨及び目的から考えて、施設の所有者が負担すべきではないか等を検討すべきであると考ええる。

- 1) 除塵作業上屋根工事
- 2) ネットフェンス
- 3) トランス安全防護柵及びネットフェンス張替

9.3. 土地改良施設維持管理適正化事業費補助金**(1) 補助金の概要****① 交付の趣旨**

土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱に基づき土地改良施設維持管理適正化事業を実施するため、福岡県土地改良事業団体連合会が適正化事業の資金造成にあたる全国土地改良事業団体連合会に当該資金の造成に充てるための拠出金を拠出する場合において、当該拠出金の財源の一部に充てるる目的で、当該拠出金の一部を補助する。

② 補助金対象経費

土地改良区が行う土地改良施設維持管理適正化事業に要する経費（補助率は30%以内）
全国連合会が管理運営する土地地改良施設維持管理適正化資金からの交付金をその事業費の全部又は一部として、土地改良区等が土地改良施設の定期的な整備補修を行う。
資金は全国連合会が造成する（地方連合会からの拠出金及び国の補助金）。

地方連合会の拠出金は土地改良区等からの拠出金と県の補助金である。
資金として5年間補助（その間のどこかの年に事業実施する）。

③ 財源

県 100%

④ 交付額

64,680千円

⑤ 交付団体

福岡県土地改良事業団体連合会

(2) 監査結果

特になし。

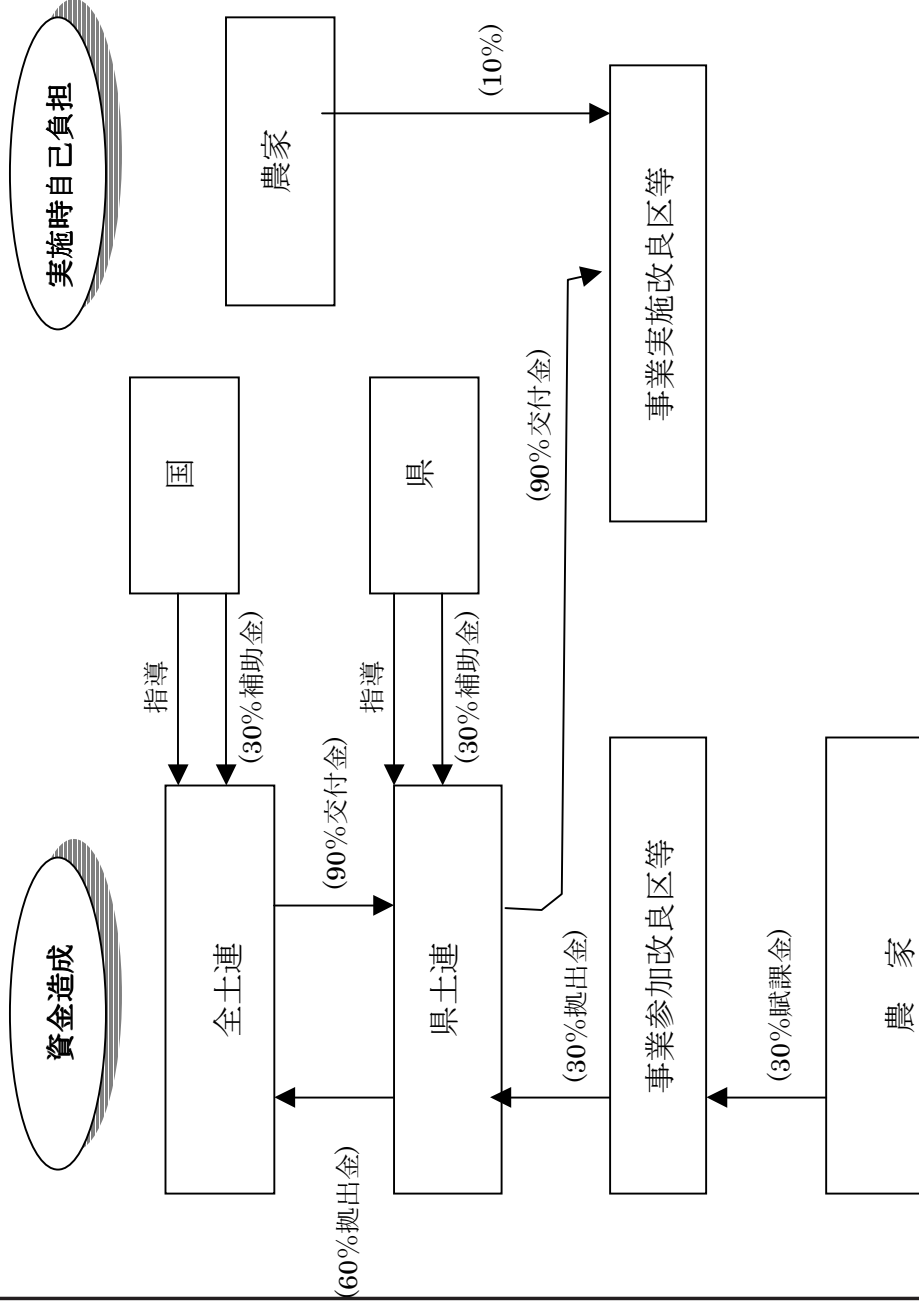
(3) 監査意見

本事業の補助金の額の確定に当たっては、交付要綱第8条に定めているように、補助事業者からの実績報告を受け、「関係書類を審査し又は必要に応じて現地確認検査等を行う」となっているが、近年においては、県が直接現地確認を行った例はなく、補助事業者である連合会から提出された竣工（確認）検査報告により、書類や写真での履行確認となっている。

本事業（適正化事業）は下記の図のように特殊で、補助金の流れが連合会を中心とした交付体系となっていることから、県から事業実施主体への直接的な関与がないことがその主な原因である。

適正化事業の仕組み

【一般適正化事業】



事業のより適正な実施の観点からも県として必要に応じた現地確認をすべきであると考える。

95. 福岡県農業農村整備事業関係補助金（農村環境整備事業費）

「1）監査対象補助金等サマリー」において交付額 3,616,063 千円と記載あるうち、以下の 406,900 千円に関して「監査意見」の記載あり。

(1) 補助金の概要

①交付の趣旨

農村基盤及び農村環境の整備を図るため、市町村、土地改良区、土地改良区連合、土地改良事業団体連合会、土地改良法の認可を受けた者及びその他知事が適当と認めたものを行う農村環境整備事業に要する経費を補助するため。

②補助対象

国庫補助金の対象とならない以下の事業

- ・かんがい排水、ほ場整備、農道等農業基盤整備事業
- ・集落道及び集落排水路等の環境整備事業
- ・農業ため池整備事業

(補助率 40～50%)

③財源

県 100%

④交付額

406,900 千円

⑤交付団体

市町村、土地改良区、水利組合等

(2) 監査結果

特に問題なし。

(3) 監査意見

工事雑費は総事業費の4%以内は認められ予算に計上されるが、工事費が予算を超過した場合、工事費の超過分を工事雑費から差引き、合計では予算通りとしている。

結果として工事雑費は工事費の単なる調整のためとなっている。実績報告書の工事雑費の内訳も単なる数字あわせになっており実態を表していない。工事雑費からの補助金の流用を認める必要性があるなら実績として、実績報告書の工事雑費欄は実際額を記載すべきである。

原価計算の上からも実際原価を把握することが必要であり、今後の事業

計画にも役立てるべきであると考え。

4) 水産林務部

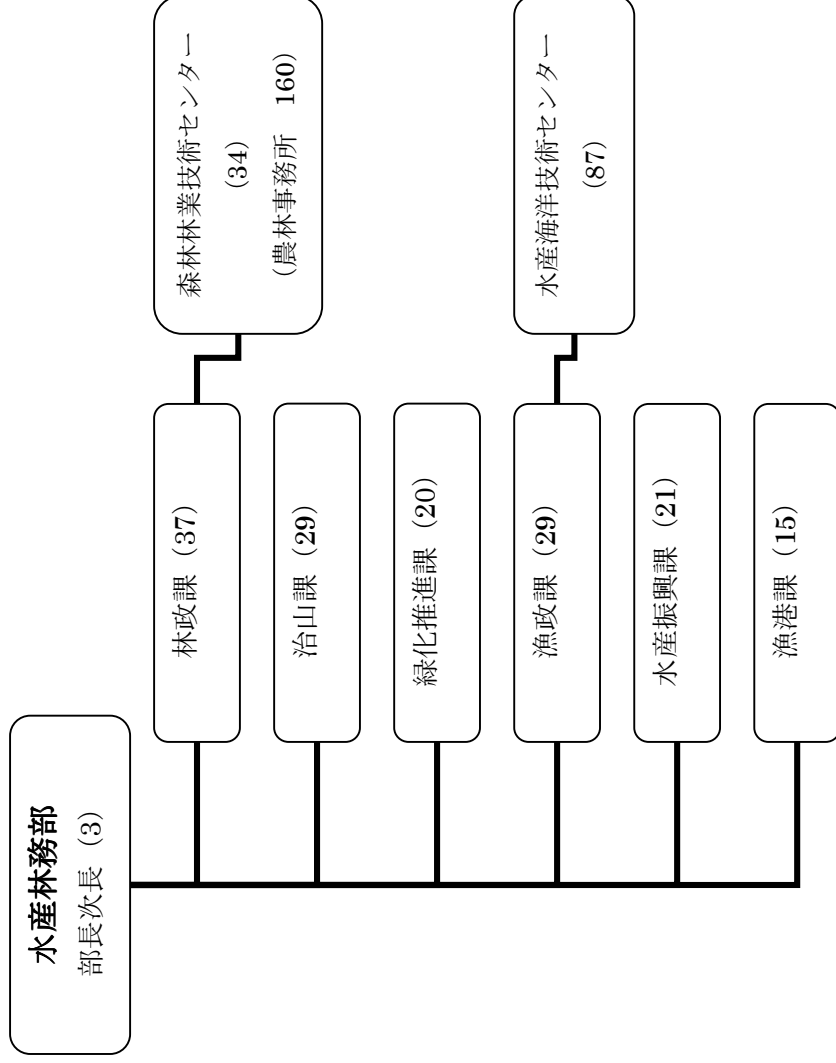
(1) 事業概要

林業については、「福岡県森林・林業基本計画」及び流域別の「地域森林計画」等に基づき施策を推進している。

平成16年度においては、林業振興対策として、林業生産基盤の整備にかかるとする事業を、森林の公益的機能の維持増進対策として、治山、保安林整備事業等を重点的に実施している。

水産業については、「福岡県水産振興基本計画」及び「有明海の再生に関する福岡県計画」に沿って、沿岸漁業振興事業、内水面漁業振興事業及び漁港整備事業等の各種施策を積極的に実施している。

(2) 組織図



9.9. 福岡県森林組合振興対策補助金

「1) 監査対象補助金等サマリー」において交付額11,145千円と記載あるうち、以下の2,695千円に関して「監査結果」を記載している。

(1) 補助金の概要**① 交付の趣旨**

森林組合系統組織の振興を図り、もって林業経営の協業化の促進、林業生産の増大と林業従事者の福祉の向上に資するため、森林組合連合会及び森林組合のうち知事が振興組合に指定したものに対し、森林組合振興対策事業（労務対策事業、森林組合振興対策指導事業、間伐材流通対策事業）を実施するのに要する経費について補助金を交付するもの。

(I) (労務対策)**② 交付額**

2,695千円

③ 交付団体

福岡市森林組合 ほか14件

④ 補助の対象となる経費

林業労務の安定的確保と労働生産性の向上を図るため、福利厚生事業及び技術研修並びに作業班の効率的運営に要する経費

⑤ 補助金の額

補助の対象となる経費の合計額の3分の1以内の額

(II) (森林組合振興対策)**② 交付額**

2,750千円

③ 交付団体

福岡県森林組合連合会

④ 補助の対象となる経費

振興組合が労務対策事業を実施し、森林組合の振興を達成するために必要な助言、指導又は技術援助に要する経費

⑤ 補助金の額

補助の対象となる経費の合計額の2分の1以内の額

(Ⅲ) (間伐材流通対策)

- ② 交付額
5,700 千円
- ③ 交付団体
福岡県森林組合連合会
- ④ 補助の対象となる経費
連合会及び連合会が委託した森林組合等が運営する共販所で扱われた
間伐材の市売りに要する経費
- ⑤ 補助金の額
知事が査定した間伐材積に交付標準単価を乗じた額以内

(2) 監査結果**(1) (労務対策)**

- ① 補助金内示は平成15年4月1日に決裁され、同日内示されている。一方、この内示額決定の基礎となる各農林事務所長苑の平成15年度福岡県森林組合振興対策事業見込み調査の期限日は平成15年4月11日となっており、また実際の調査終了日も調査期限日であり、日付が前後していた。
- ② 要綱で定められた交付申請書の様式では、事業の収支予算とその内容について記載することが求められている。
 - 0 森林組合の平成15年度労務対策費補助金申請書の中で、収支予算書の支出の内訳に技術研修費が250,000円記載されているが、どのような技術研修を行うのか、その事業の内容(回数、延日数、参加延人数等)について説明記載がなく、空欄のまま申請受理されていた。

(3) 監査意見

特になし。

104. 福岡県林業改良普及協会運営費等補助金

(1) 補助金の概要

①交付の趣旨

本県林業の振興に資するため、林業技術普及の推進及び山村中堅青年の育成を目的とする団体である福岡県林業普及協会に補助するため。

②補助の対象となる経費

- I) 協会の運営に要する経費
- II) 林業技術普及の推進及び山村中堅青年育成指導のために行う事業に要する経費
- III) I) II) に付帯する事業に要する経費

補助率は、対象となる経費の1/2以内

③財源

県 100%

④交付額

1,500千円

事業の内容及び経費の配分（実績報告書より）

事業の種類	事業費	補助対象経費	県補助金
フォレスト・フレンズ	2,247,480	2,247,480	1,000,000
協会運営費	6,190,589	2,188,797	500,000
合計	8,438,069	4,436,277	1,500,000

(注) フォレスト・フレンズの補助対象経費が上記②のII) に該当し、協会運営費の補助対象経費が上記②のI) に該当する。

⑤交付団体

福岡県林業改良普及協会

当該協会は任意団体で福岡県森林林業技術センター企画普及課内に本

部を置く。

(2) 監査結果

特に問題なし。

(3) 監査意見

フォレスト・フレンズ（林業後継者育成のための林業先進地交流）

の参加者負担金の取扱いについて

フォレスト・フレンズとは、林業後継者育成のため、林業先進地での調査と交流会により新しい技術及び知識を習得し、併せて相互研修による連帯感の強化、意欲の向上を図ることを目的とした研修会である。

この事業費 2,247,480 円のうち補助率 1 / 2 以内で 1,000,000 円の補助金となっているが、参加者負担金があるのでこの事業の補助対象経費から参加者負担金 875,000 円 (@25,000×35 人) を差し引くとするならば下記の通りとなり補助金が限度超過となる。

$$(2,247,480 - 875,000) \times 1 / 2 = 686,240 \text{ 円となる。}$$

県担当者によると、補助金における事業費は受益者負担金を差し引く前の総額がその対象となるとの説明である。

たしかに公共的事業等の場合はその通りである。ただ、公共的事業等の場合は受益者負担金を前提として補助金制度そのものが決定されているのではないか。

補助金対象の事業を企画しそれに参加者負担を徴収としている場合の補助対象事業費は、その参加者負担分差し引いたネット事業費としても良いのではないかと考える。

109. 造林補助金（森林災害復旧事業）**(1) 補助金の概要****① 交付の趣旨**

災害対策基本法に規定する激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の助成措置に基づく森林災害復旧事業の補助のため。

② 事業の内容

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令で定められた地域における森林災害復旧事業。

森林災害復旧事業とは、事業主体が政令で定めるところにより当該激甚災害を受けた樹木の伐採及び搬出並びに被害木等の伐採跡地における造林、当該激甚災害により倒伏した造林にかかる樹木の引起こし又はこれらの作業を行うために必要な作業路の開設事業で政令で定める基準に該当するものである。

補助率は国1/2 県1/6。

③ 交付額

16年交付額 137,936千円
15年交付なし

④ 交付団体

福岡県森林組合連合会

(2) 監査結果

特に問題なし。

(3) 監査意見

災害被害者の保険金の授受は補助金に関係させていない。

本補助金は、森林組合連合会が交付団体となっているが、連合会はとりまとめだけで、災害被害者個人より各森林組合を通して請求されるも

のである。

この場合、災害被害者が損害保険に加入してこの被害により保険金を受け取っていることも考えられるが保険金については考慮されていない。本補助金の補助の趣旨は個人の災害を復旧することが主ではなく、森林の保護育成という公益的な観点であるので、個人の事情を加味するとその公益性を十分に果たせなくなることとも理解できる。

ただし、一般論としては災害被害者の実質損害負担の補助の観点からは保険金で補てんされる金額を災害被害額より控除すべきである。所得税の雑損控除での災害損失の額も保険金等で補てんされた金額は控除すべきとしている。補助金においても保険金で補てんされた金額は差し引く方が災害にあって困っている人に対する補助金の趣旨からして合理的であると思う。

本補助金の問題としてではなく一般的な災害損失の補助金制度の保険金の取扱いについて検討すべきである。

111. 福岡県栽培漁業公社種苗生産事業費補助金**(1) 補助金の概要****① 交付の趣旨**

福岡県における栽培漁業の振興を図るため、福岡県栽培漁業公社が福岡県栽培漁業センター施設を使用して行う種苗生産事業に要する経費に対し、補助金を交付するもの。

② 交付額

平成16年度	49,747千円
平成15年度	50,757千円
平成14年度	66,999千円
平成13年度	66,233千円
平成12年度	71,719千円

③ 交付団体

財団法人福岡県栽培漁業公社

(福岡県が設置した福岡県栽培漁業センターで、水産生物の種苗生産配布を行い、水産資源の維持培養を図ることを目的とする法人)

④ 補助対象経費

種苗生産事業に要する経費

<15年度種苗生産事業について>

(i) 事業の目的

平成15年度福岡県沿岸漁業推進計画に基づき、クルマエビ・ヨシエビ・ガザミ・アワビ・アカウニ・アカユの種苗を生産し、漁協等へ配布を行った。

(ii) 事業の内容**i) 事業実施場所**

福岡県宗像市鐘崎219-18
福岡県栽培漁業センター

ii) 事業量 (種類・規格及び生産量)

ア) 平成15年配布分

数量単位：尾（個）

種類	規格	生産量	配布実績	備考
クルマエビ	体長 12mm	22,150,000	22,150,000	
ヨシエビ	体長 12mm	9,430,000	9,430,000	
ガザミ	甲幅長 5mm	2,390,000	2,390,000	
アワビ	殻長 10mm	160,000	160,000	
	殻長 30mm	271,730	271,730	
	殻長 35mm	20,000	20,000	
	殻長 40mm	85,600	85,600	
アカウニ	殻径 10mm	143,000	143,000	
	殻径 15mm	75,000	75,000	
	殻径 20mm	258,500	258,500	
アユ	体長 0.5g 以上	1,432,000	1,432,000	

イ) 平成16年度配布予定分（平成15年度採卵分）

数量単位：尾（個）

種類	規格	生産量（3月31日現在）	備考
アワビ	殻長 10mm	970,000	
アカウニ	殻径 10mm	700,000	

iii) 事業費

(単位：円)

魚種 項目	クルマ エビ	ヨシエビ	ガザミ	アワビ	アカウニ	アユ	合計
賃金	1,467,440	332,000	199,200	2,988,000	863,200	531,200	6,381,040
旅費	158,300	70,200	86,600	82,600	36,400	65,400	499,500
需用費	4,656,954	1,306,074	2,130,669	7,431,963	1,078,157	6,021,195	22,625,012
使用料 賃借料	859,666	274,426	232,257	129,184	45,662	104,918	1,646,113

計	7,142,360	1,982,700	2,648,726	10,631,747	2,023,419	6,722,713	31,151,665
光熱水費							19,178,764
人件費							89,340,844
共済費							70,000
備品購入費							3,160,500
一般管理費							27,036,961
計							138,787,069
合計							169,938,734

iv) 事業実施期間

着手 平成15年 4月 1日
完了 平成16年 3月31日

v) 実施方法

ア) クルマエビ

大分県で漁獲された天然親エビを使用して、4～9月の間に採卵・ふ化・育成して、平均体長 12mm まで育成し、出荷した。

イ) ヨシエビ

熊本県で漁獲された天然親エビを使用して、7～9月の間に採卵・ふ化・育成して、平均体長 12mm まで育成し、出荷した。

ウ) ガザミ

福岡県・長崎県で漁獲された天然親ガニを使用して、6～8月の間に採卵・ふ化・育成して、平均甲幅長 5mm まで飼育し、出荷した。

エ) アワビ

水産海洋技術センターで飼育している母貝から採卵し、ふ化管理。幼

生・稚貝を飼育し、平均殻長 10mm・30mm・40mm で出荷した。

オ) アカウニ

福岡県産親ウニから採卵し、ふ化管理。幼生・稚ウニを飼育し、平均殻径 10mm・20mm で出荷した。

カ) アユ

静岡県内水面漁連・矢部川漁協から分譲を受けた発眼卵を使用し、セクター内でふ化、体長 0.5g 以上の有鱗固体まで飼育し、出荷した。

⑤補助金の額

種苗生産事業に要する経費のうち予算の範囲内において知事が定める額

(2) 監査結果

特に問題なし。

(3) 監査意見

補助金の算出方法は、従来収支差補助であったが、公社のより一層の経営努力を促すため、平成 13 年度より定額を原則とした補助方式を採用している。

(補助金額)

平成 13 年度：66,233 千円

平成 14 年度：66,999 千円

平成 15 年度：50,757 千円

平成 16 年度：49,747 千円

公社を取り巻く経営環境は、年々変化していると思われるが、補助額は平成 13 年度予算を基準とした定額補助額に人勧アツプ率等の社会情勢を加味した補正と、平成 15 年度の組織スリム化に伴う経費節減に対して減額が行われた程度である。

財団の適正規模での運営維持を前提とした補助金額となっているか、中長期的な観点も踏まえた上で、今後の継続的な検討が望まれる。

別表資料 1

平成15年度活力ある高収益型園芸産地育成事業設置場所及び規格

受益地	施設・区分	品目	設置場所	圃場面積 (㎡)	構造・形式	ハウス 面積 (㎡)	ハウス 合計面積 (㎡)	地目	農振農用 地の確認
A	パイプハウス及び 附帯施設	水菜	A 地区	1,349	扉両開き (幅 2.4m) 間口 6.0m×30.5m 1棟 間口 6.0m×30m 2棟 間口 6.0m×29.5m 1棟 間口 6.0m×29m 1棟 給水施設	183 360 177 174	894	田	○
B		ほうれん 草	B 地区	4,827	扉両開き (幅 2.4m) 間口 6.0m×46.5m 6棟 間口 6.0m×47m 6棟 給水・排水施設	1,674 1,692	3,366	田	○
C-1		水菜	C 地区	1,502	扉両開き (幅 2.4m) 間口 6.0m×54.5m 1棟 間口 6.0m×49m 1棟 間口 6.0m×43.5m 1棟 間口 6.0m×38m 1棟 給水・排水施設	327 294 261 228	1,110	田	○
C-2		水菜	D 地区	1,587	扉両開き (幅 2.0m) 間口 5.4m×46m 3棟	745.2	745.2	田	○
合計							6,115.2		

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
18・4・5	2517	監査公表	30	41			2		平成 [○] 17年10月19日	平成 [●] 18年10月19日

発行 福岡県市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売 九州福岡市博多区東比恵二丁目
印刷 エッツ株式会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)